

# 宇陀市

## 地域福祉計画および地域福祉活動計画 (案)

令和2年11月

宇陀市  
宇陀市社会福祉協議会



## 【目次】

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 地域福祉とは	3
3. 地域福祉計画および地域福祉活動計画について	5
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の期間	6
第 2 章 宇陀市の地域福祉を取り巻く現状	7
1. 宇陀市の地域の現状	8
2. 各種アンケート調査	20
3. 地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめと今後の方向性	32
第 3 章 計画の基本理念と重点目標	33
1. 計画の基本理念と将来像	34
2. 計画の重点目標と基本施策	36
第 4 章 重点目標と基本施策の展開	37
重点目標 1 あらゆる相談に総合的に対応できる仕組みづくり	38
（1）断らない相談支援体制の構築	38
（2）情報発信の充実と「気づき」を生み出す関係づくり	40
（3）さまざまな権利が護られる共生社会のまちづくり	42
重点目標 2 あらゆる住民が地域に参加できる仕組みづくり	45
（1）地域資源も活かした参加しやすい仕組みづくり	45
（2）「うだらしい」見守りと声かけのある地域づくり	48
（3）スポーツ・レクリエーションの振興と健康長寿のまちづくり	50
（4）地域愛を育む福祉教育の充実と地域を支える新たな支え手づくり	53
重点目標 3 地域の中で支え合いとつながりを生み出す仕組みづくり	56
（1）多様な話し合いと働き合いの場や機会づくり	56
（2）地域活動の充実とつながり（コーディネート）機能の確保	58
（3）災害時も見据えた日常的な連携・支援体制の確立	60
第 5 章 計画の進行管理	63
1. 計画の進行管理	64
2. 計画の周知	64
3. 計画の取組指標	65



# 第 1 章

## 計画の基本的な考え方

# 1. 計画策定の背景と趣旨

---

今、全国的に進む急速な少子高齢化に伴う人口減少社会にあって、社会構造は大きく変化しています。人口構造の推移をみると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化するとされており、社会活力をいかに維持・向上していくかが重要課題となっています。また、一人暮らし高齢者の増加に伴う社会的孤立や孤独死、支え手の不足等も社会的問題となっている一方で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、貧困問題やいじめ、虐待等の顕在化、さらに、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、家庭内暴力、虐待、引きこもりなど、深刻な問題が増加しています。なかには制度の狭間にあって十分な支援を受けることができない人が増加するなど、さまざまな分野の課題が絡み合って住民が抱える課題は複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、複合化しています。これらは、従来の社会福祉の分野、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など、単一の制度では対応するのが難しい課題です。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域住民がさまざまな地域生活における課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、身近な地域社会の中で、地域のつながりと支えあいのもと、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作り、誰もが暮らしやすい「地域共生社会」の実現に向けて、取り組みを進めていく必要があります。

本計画は、宇陀市（以下、市）が策定する「地域福祉計画」、および宇陀市社会福祉協議会（以下、市社協）が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであり、社会情勢の変化に伴う地域ニーズの変化を踏まえながら、住民の自助、地域の互助・共助、行政の公助が連携し、地域が一体となって、さまざまな複雑・複合化した課題の解決を図り、今後5年間の取り組みの充実による地域の福祉の推進を目指す基本計画です。

## 2. 地域福祉とは

私たちは地域に暮らし、子ども、若者、子育て世代、そして高齢世代に至る人生100年を見据えたライフステージを送るなかで、個人の力では解決できないさまざまな生活課題や悩みを経験します。こうした課題の解決のため、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努める「自助」、それを支える住民の支えあい、助けあいによる「互助」「共助」、公共福祉サービスを行う「公助」によって、住民と地域の協働による地域福祉コミュニティの形成を目指すことが地域福祉の推進の目的です。

社会福祉法（平成30年4月一部改正）より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減状態若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等により、その解決を図るよう特に留意するものとする。

## ■ 地域福祉に関する近年の動き ■

福祉サービスは「社会福祉事業法」（昭和26年度制定）によって、行政による措置（サービス）が提供されてきました。その後、経済社会の進展に伴う社会福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況に至り、「社会福祉事業法」は平成12年に「社会福祉法」へと改正され、公的福祉のより一層の充実とともに「共助」という新しい福祉の概念が取り入れられました。

しかし、近年の経済格差の拡大により、生活困窮者の増加や子どもの貧困が浮き彫りになり、教育格差が懸念されています。また、暮らしにおいては、新たに生活不安による青少年や中年層の自殺、ニートやホームレス、配偶者間暴力（DV）、デートDV、虐待、引きこもり、ワーキングプアなどが社会問題として顕在化しています。加速する情報化社会のなかで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるトラブルや「ネット依存」「ネット被害」等も増加し、人とのつながり方の変化によりさまざまな生きづらさを抱える人の存在も表面化してきています。併せて、高齢者世帯や一人暮らし世帯の社会的孤立が問題となり、地域での孤立を防ぐ見守りや社会参加活動が、一層重要になっています。

さらに、全国で度重なる自然災害を受け、災害時における地域での要支援者の支援活動や、住民による互助活動の重要性が再認識されるとともに、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大など未曾有の事態の発生により、地域におけるさまざまな活動についてもその在り方について再検討する必要性が顕れています。

また国においては、平成30年4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にもその考え方を広げた「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。さらに令和2年6月の社会福祉法改正を受け、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年度より新たに創設されます。地域の実情に応じた新たな包括的支援体制を整備し、実現するための推進体制を醸成していくことが、本計画策定においても重要課題であるといえます。

### 「断らない相談支援」

○相談支援に係る事業を一体として実施、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

### 「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」

○「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

### 「地域づくりに向けた支援」

○地域において多様なつながりが育つことを支援するために、①ケアし、支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

### 3. 地域福祉計画および地域福祉活動計画について

---

本計画は、市の第2次総合計画の理念を踏まえ、市が策定する「地域福祉計画」、市社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものであり、地域福祉推進のための基本計画として位置づけます。

#### 【地域福祉計画】

---

市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条により規定され、住民、事業者などの参画のもと、地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に盛り込みます。

- 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 前条第1項各号\*に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

#### ※（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事項
- 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事項
- 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

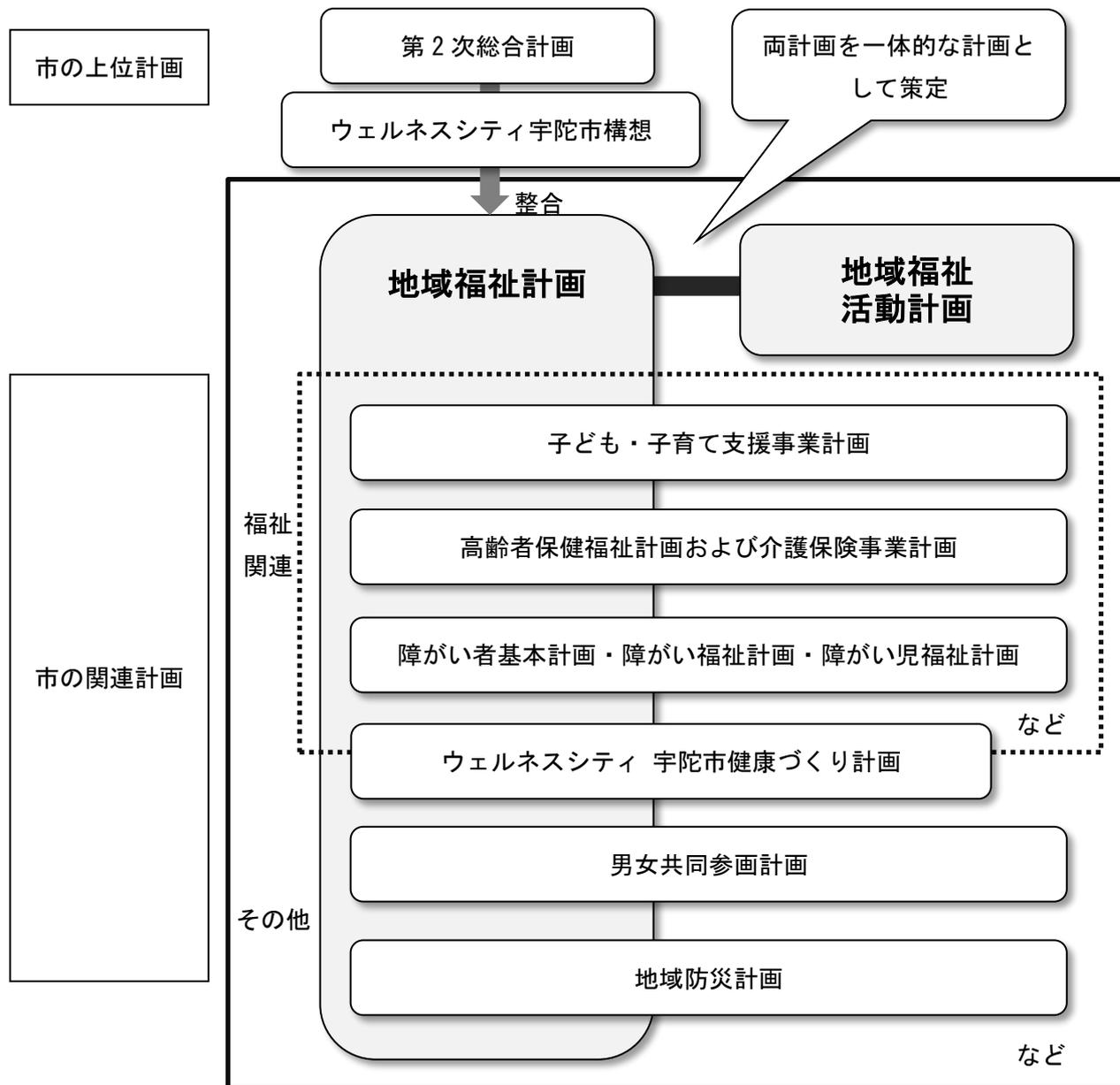
#### 【地域福祉活動計画】

---

市社協は、社会福祉法第109条に基づいて、地域福祉を推進することを目的とする団体と位置づけられています。市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、市や住民と協働しながら地域福祉の推進に寄与するための計画であり、幅広い地域福祉関係者の参加と協働による民間の立場から示す計画です。

## 4. 計画の位置づけ

宇陀市地域福祉計画および地域福祉活動計画は、第2次宇陀市総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、男女共同参画計画、地域防災計画などの関連計画との整合性を図るものとします。



## 5. 計画の期間

令和2年度を初年度として、令和6年度までの5か年計画とします。

なお、市および市社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて部分的変更や見直し改訂などを行うこととします。

## 第2章

# 宇陀市の地域福祉を取り巻く現状

# 1. 宇陀市の地域の現状

## (1) 人口の現状

### 概要

- 市の総人口は、緩やかに減少を続けており、令和2年度4月1日現在29,571人となっています。地域別にみると、大宇陀地域で平成27年度から令和2年度までの減少率が最も大きく、12.5%となっています。
- 年齢別人口については、65歳以上の高齢人口は微増している一方、それ以外では減少しています。特に15～64歳の生産年齢人口では、減少率が17.8%と大きくなっています。
- 社会動態（転入・転出数）の推移をみると、転入・転出数ともに増減を繰り返しながら、一貫して社会減で推移しており、令和元年度では305人の社会減となっています。

### ◇地区別人口の推移

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大宇陀地域	7,106	6,915	6,731	6,564	6,376	6,220
菟田野地域	3,989	3,885	3,804	3,683	3,594	3,513
榛原地域	16,844	16,542	16,284	16,139	15,845	15,586
室生地域	4,784	4,678	4,641	4,514	4,411	4,252
合計	32,723	32,020	31,460	30,900	30,226	29,571

各年度4月1日現在

### ◇年齢別人口の推移

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
15歳未満	3,134	3,016	2,919	2,825	2,689	2,601
15～64歳	18,117	17,334	16,688	16,090	15,478	14,884
65歳以上	11,472	11,670	11,853	11,985	12,059	12,086
合計	32,723	32,020	31,460	30,900	30,226	29,571

各年度4月1日現在

## ◇社会動態人口（転出・転入数）の推移

（人／年度）

	H27	H28	H29	H30	R1
転入数	633	686	787	756	736
転出数	1,017	931	992	1,077	1,041
増減	▲384	▲245	▲205	▲321	▲305

各年度4月1日現在

## （2）子どもの現状

## 概要

○就学前園児数の推移をみると、保育所では近年増加傾向で推移し、平成30年度以降減少に転じ、令和2年度で461人、幼稚園では平成27年度に大きく減少して以来減少傾向で推移し、令和2年度で127人となっています。総数としては平成30年度以降に再び減少に転じ、令和2年度で588人となっています。

○児童・生徒数の推移をみると、小学生・中学生ともに減少傾向であり、令和2年度で小学生1,105人、中学生620人となっています。

○不登校児童・生徒数の推移をみると、近年増加傾向であり、令和元年度で13人となっています。

○高校進学率の推移をみると、令和元年度には男98.5%、女96.3%となっています。

○子ども会の数および加入者数の推移をみると、子ども会数の減少に伴い、加入者数、育成者・指導者数ともに減少しています。

## ◇就学前児童数の推移

（人／年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保育所（園）	444	440	453	475	465	461
幼稚園	185	173	154	147	139	127
合計	629	613	607	622	604	588

※保育所には私立含む

各年度5月現在

## ◇児童・生徒数の推移

（人／年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学生	1,340	1,259	1,213	1,170	1,151	1,105
中学生	748	732	689	681	620	620
合計	2,088	1,991	1,902	1,851	1,771	1,725

各年度5月現在

## ◇不登校児童・生徒数の推移

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1
大宇陀小学校	3	5	2	1	2
菟田野小学校	0	0	1	1	0
榛原小学校	1	0	3	3	3
榛原東小学校	0	1	2	3	4
榛原西小学校	2	0	1	1	2
室生小学校	0	3	3	1	2
合 計	6	9	12	10	13

※文部科学省 児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査より

## ◇進学率の推移

(%/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1
高校進学(男)	98.5	95.2	97.0	96.8	98.5
高校進学(女)	96.8	97.3	97.5	95.1	96.3

※高校進学：全日制・通信制・高等専門・定時制・特別支援・高等専修への進学率

## ◇子ども会の数および加入者数の推移

(団体・人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
子ども会数	8	5	4	4	4	2
加入者	48	33	25	24	22	9
育成者・指導者	43	30	24	27	28	13
合 計	91	63	49	51	50	22

※加入者：幼児・小学生・中学生・高校生

各年度4月現在

### (3) 障がいのある人の現状

#### 概 要

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者数をみると、総人口比で精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者数は増加傾向がみられ、他手帳所持者についても微増傾向となっています。
- 年齢別障害者手帳交付状況をみると、身体障害者手帳では年齢が上がるにつれ増え 60 歳以上では、1,423 人で全体の 85.2%を占めています。療育手帳では、10 歳代から 40 歳代で多くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、20 歳代から 60 歳代で多くなっています。

#### ◇身体障害者手帳所持者数

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
身体障害者 手帳所持者	1,774	1,729	1,707	1,705	1,709	1,670
(総人口比)	5.5%	5.5%	5.5%	5.6%	5.7%	5.7%
1 級	428	425	435	446	447	432
2 級	244	233	229	226	219	214
3 級	353	340	332	309	306	297
4 級	480	466	455	456	456	453
5 級	137	141	140	144	150	146
6 級	132	124	116	124	131	128

各年度9月現在

#### ◇身体障がいの種類別人数

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
視 覚 障 害	107	101	106	100	98	100
聴覚・平衡機能障害	162	164	160	169	166	160
音声言語・ そしゃく機能障害	18	18	18	17	15	14
肢体不自由	1,050	1,014	988	981	973	940
内 部 障 害	437	432	435	438	457	456
合 計	1,774	1,729	1,707	1,705	1,709	1,670

各年度9月現在

## ◇療育手帳所持者数

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
療育手帳交付者数	278	290	307	308	325	333
(総人口比)	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%
重 度	130	131	136	133	135	134
中 軽 度	148	159	171	175	190	175

各年度9月現在

## ◇精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
精神障害者手帳 交 付 者 数	65	169	240	262	300	311
(総人口比)	0.2%	0.5%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%
1 級	14	33	42	45	48	40
2 級	40	109	158	169	200	207
3 級	11	27	40	48	52	64

各年度9月現在

## ◇自立支援医療受給者数

(人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自立支援医療 受 給 者 数	460	472	525	545	569	570
(総人口比)	1.4%	1.5%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%
育 成 医 療	14	8	11	9	12	2
更 生 医 療	115	125	147	163	162	168

各年度8月現在

## ◇年齢別障害者手帳交付状況

(人)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
0～9歳	8	32	0
10～19歳	13	68	8
20～29歳	19	67	32
30～39歳	22	42	44
40～49歳	68	50	62
50～59歳	117	27	72
60～69歳	274	27	65
70～79歳	478	10	20
80歳以上	671	10	8
計	1,670	333	311

令和2年度9月現在

## (4) 高齢者の現状

### 概 要

- 65 歳以上 75 歳未満人口と介護保険要介護等認定者数および認定率の推移をみると、総人口に占める割合は増加傾向にあるものの、認定率は過去 5 年でみると微減で推移しています。
- 75 歳以上人口と介護保険要介護等認定者数および認定率の推移をみると、65 歳以上 75 歳未満と同様総人口に占める割合は増加傾向、認定率は微減となっています。
- 介護保険要介護等認定者数の推移をみると、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上ともに平成 30 年度以降減少傾向にあります。
- 高齢者世帯の推移をみると、高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯とも増加が大きく、合計でみると 10 年でおよそ 1,000 世帯以上増加しています。全世帯数に対する高齢者世帯数の割合についても、約 10%増加しています。

◇65 歳以上 75 歳未満人口と介護保険要介護等認定者数および認定率の推移 (人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総人口	32,020	31,460	30,900	30,226	29,977	29,363
65 歳以上 75 歳未満	5,756	5,795	5,823	5,840	5,824	5,841
総人口に占める割合	18.0%	18.4%	18.8%	19.3%	19.4%	19.9%
認定者数	269	266	237	251	220	206
認定率	4.7%	4.6%	4.1%	4.3%	3.8%	3.5%

各年度介護保険事業状況報告月報(9月)より

◇75 歳以上人口と介護保険要介護等認定者数および認定率の推移 (人/年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総人口	32,020	31,460	30,900	30,226	29,977	29,363
75 歳以上	5,771	5,930	6,062	6,144	6,232	6,243
総人口に占める割合	18.0%	18.8%	19.6%	20.3%	20.8%	21.3%
認定者数	2,177	2,221	2,269	2,298	2,243	2,206
認定率	37.7%	37.5%	37.4%	37.4%	36.0%	35.3%

各年度介護保険事業状況報告月報(9月)より

◇65 歳以上 75 歳未満 介護保険要介護等認定者数（第1号被保険者）の推移（人／年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要介護5	18	18	19	19	16	16
要介護4	24	19	20	22	21	26
要介護3	32	41	33	40	32	31
要介護2	70	68	52	44	48	50
要介護1	22	19	27	26	23	18
要支援2	72	66	57	63	48	37
要支援1	31	35	29	37	32	28
合計	269	266	237	251	220	206

各年度介護保険事業状況報告月報（9月）より

◇75 歳以上 介護保険要介護等認定者数（第1号被保険者）の推移（人／年度）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要介護5	161	182	181	189	204	187
要介護4	291	299	324	345	341	344
要介護3	346	346	381	385	369	400
要介護2	443	421	411	404	417	408
要介護1	210	226	230	242	210	216
要支援2	493	471	537	515	490	443
要支援1	233	276	205	218	212	208
合計	2,177	2,221	2,269	2,298	2,243	2,206

各年度介護保険事業状況報告月報（9月）より

## ◇高齢者世帯の推移

(世帯/年度)

	H17	H22	H27
一般世帯数	11,668	11,511	11,136
①高齢者独居世帯 (65歳以上)	1,003	1,228	1,496
②高齢夫婦世帯 (65歳以上)	1,161	1,436	1,785
①+②の計	2,164	2,664	3,281
高齢者世帯計	6,320	6,737	7,129
高齢者世帯計 / 世帯数	54.2%	58.5%	64.0%

※高齢者世帯：世帯人員に65歳以上世帯員がいる世帯

各年度国勢調査

## (5) 生活保護世帯などの現状

## 概要

- 生活保護世帯の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。内訳をみると、高齢者単身世帯（女）がもっとも多くなっています。また、一般単身世帯（男）で増加傾向がみられます。
- 児童扶養手当受給世帯数をみると、微減で推移しており、18歳未満の子どもがいる世帯の中で2%弱が受給世帯となっています。
- 特別児童扶養手当受給者数の推移をみると、近年微減傾向にありましたが、平成30年度以降増加に転じています。
- 就学援助制度対象者数の推移をみると、小学生、中学生ともにおおむね横ばいで推移しており、小学生では1割弱、中学生で1割前後が制度対象者となっています。

## ◇生活保護世帯の推移

(世帯・人／年度)

	H27	H28	H29	H30	R1
被保護世帯数	315	313	319	323	310
被保護人員	447	445	443	437	422
高齢者世帯	208	212	204	205	199
高齢者単身世帯(男)	52	57	61	61	56
高齢者単身世帯(女)	126	123	118	117	110
一般世帯	92	86	94	100	87
一般単身世帯(男)	32	35	49	53	43
一般単身世帯(女)	12	13	14	17	17
ひとり親世帯	9	7	9	7	8
その他世帯	6	8	12	11	16

※高齢者：65歳以上の方

各年度末現在

## ◇児童扶養手当受給世帯数

(世帯／年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
世帯数	13,128	13,080	13,061	13,002	12,966	12,872
受給世帯数	227	229	206	206	222	211
世帯割合	1.7%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.6%

※世帯割合：受給世帯数／世帯数（18歳未満の子どものいる世帯）

各年度4月現在

## ◇特別児童扶養手当受給者数の推移

(人／年度)

	H27	H28	H29	H30	R1
受給者数	128	119	116	120	133

各年度12月末現在

※特別児童扶養手当とは

20歳未満で精神または身体に障がい（障害）を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

## ◇就学援助制度認定者数の推移

(人/年度)

		H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学生	要保護認定者	5	5	0	13	3	2
	準要保護認定者	101	106	97	88	87	90
	合計	106	111	97	101	90	92
	認定率	7.9%	8.8%	8.0%	8.6%	7.8%	8.3%
	全児童数	1,345	1,261	1,212	1,174	1,154	1,105
中学生	要保護認定者	4	7	6	7	9	7
	準要保護認定者	78	71	62	63	56	51
	合計	82	78	68	70	65	58
	認定率	11.0%	10.7%	9.9%	10.3%	10.5%	9.3%
	全生徒数	746	732	689	681	618	621

各年度3月末（令和2年度のみ9月末）現在

## ※就学援助制度対象者とは

公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、学校教育法（第19条）に基づき給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度。「要保護者」は国の規定により、「準要保護者」は市の規定した認定基準により支援している。

## (6) 健康に関する現状

### 概要

○健康診査受診者数をみると、「75歳以上、県後期高齢者医療保険加入者」の受診者が対象者の増加とあわせて増加しており、「特定健診：40～74歳の国民健康保険加入者」については、対象者が減少しているものの、受診者はほぼ横ばいとなっており、受診率自体は増加しています。

○平均余命および健康寿命では、男女ともに奈良県平均と同程度かわずかに下回っています。

#### ◇健康診査受診者数 (人/年度)

		H27	H28	H29	H30	R1
特定健診：40～74歳の国民健康保険加入者 (法廷報告より)	対象者	7,124	6,803	6,603	6,360	6,206
	受診者	2,063	2,106	2,080	2,020	2,044
後期高齢者健診：75歳以上、県後期高齢者医療保険加入者	対象者	5,705	5,828	5,991	6,043	6,132
	受診者	567	642	641	677	749
健康診査：生活保護受給者	受診者	3	2	8	3	10

各年度3月末現在

#### ◇平均余命 (年)

		H29
男	性	19.39
女	性	24.50
奈良県男性		20.20
奈良県女性		24.50

#### ◇健康寿命の推移 (年)

		H29
男	性	17.51
女	性	20.05
奈良県男性		18.42
奈良県女性		20.89

奈良県健康福祉部健康づくり推進課資料

※平均余命：65歳からの平均余命のこと（各年前後含む3年間の平均値）

※健康寿命：平均余命から平均要介護期間を引いた65歳平均自立期間のこと（各年前後含む3年間の平均値）

## 2. 各種アンケート調査

### (1) 調査の概要

#### 1) 調査の目的

「宇陀市地域福祉計画」「宇陀市地域福祉活動計画」策定にあたって、市民の地域福祉に関する現状や考えを把握するとともに、日頃より地域に関わり、地域を支えてくださっているみなさまが感じている課題や、今後地域共生社会の実現に向けて必要と思われる取り組みなどについて、さまざまなご意見をいただき、計画に反映するために実施しました。

#### 2) 調査の対象

市民アンケート：宇陀市に居住する 15 歳以上の住民 2,000 人

地域・支え手アンケート：宇陀市で活動する関係機関・団体のメンバー478 人※

※新型コロナウイルス感染拡大を受け、住民参加のワークショップが開催できなかったことにより、地域活動者を対象にアンケートを実施。

#### 3) 調査の期間

市民アンケート：令和元年 12 月 13 日から 12 月 27 日

地域・支え手アンケート：令和 2 年 4 月 3 日から 4 月 15 日

#### 4) 配布・回収の状況

市民アンケート：郵送配布・郵送回収。またはインターネット回答（回答用 ID・パスワードを調査票に貼付）

地域・支え手アンケート：郵送配布・郵送回収（介護福祉課・市社協窓口においても受付）

調査名	配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
市民アンケート	2,000	835 (86)	41.8% (3.6%)
地域・支え手アンケート	478	292	61.1%

※市民アンケートの（ ）は内インターネット回答の数。

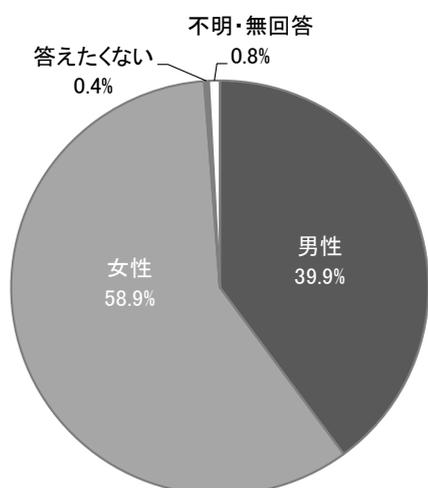
## (2) 調査の結果

### ◇調査対象者の属性

回答者の性別は、市民アンケートでは女性が多く、地域・支え手アンケートでは男性が多くなっています。また、年齢についてはともに60歳代以上が多くなっていますが、地域・支え手アンケートでは60歳代以上が9割弱を占めています。地域福祉への関心は女性で高いことが伺える一方で、地域活動をされている方については男性が多く、また高齢化が進んでいることが分かります。

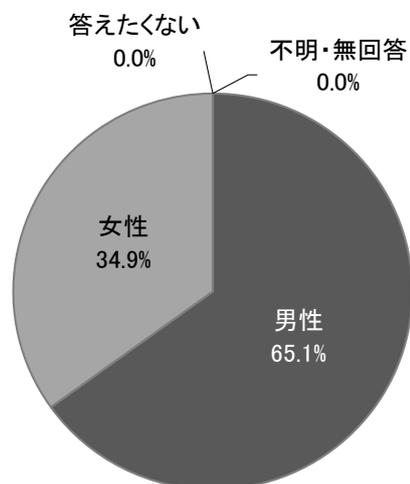
■回答者の性別\_市民

(n = 835)



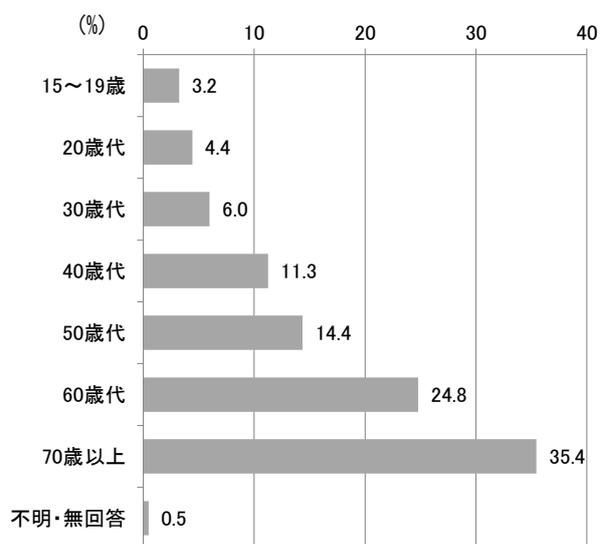
■回答者の性別\_地域・支え手

(n = 292)



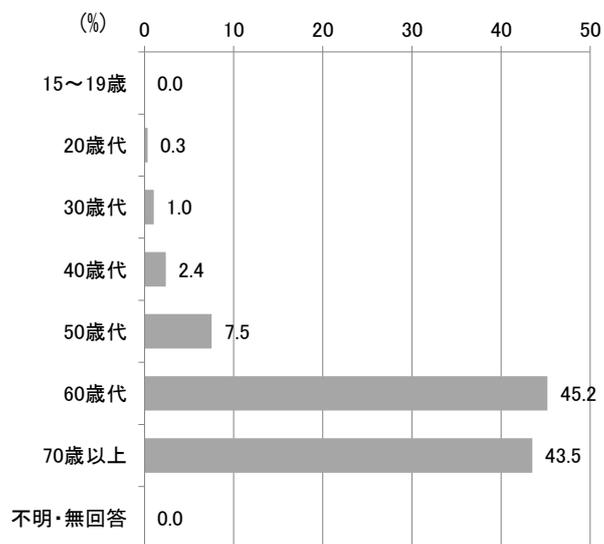
■回答者の年齢\_市民

(n = 835)



■回答者の年齢\_地域・支え手

(n = 292)



◇地域の状況①

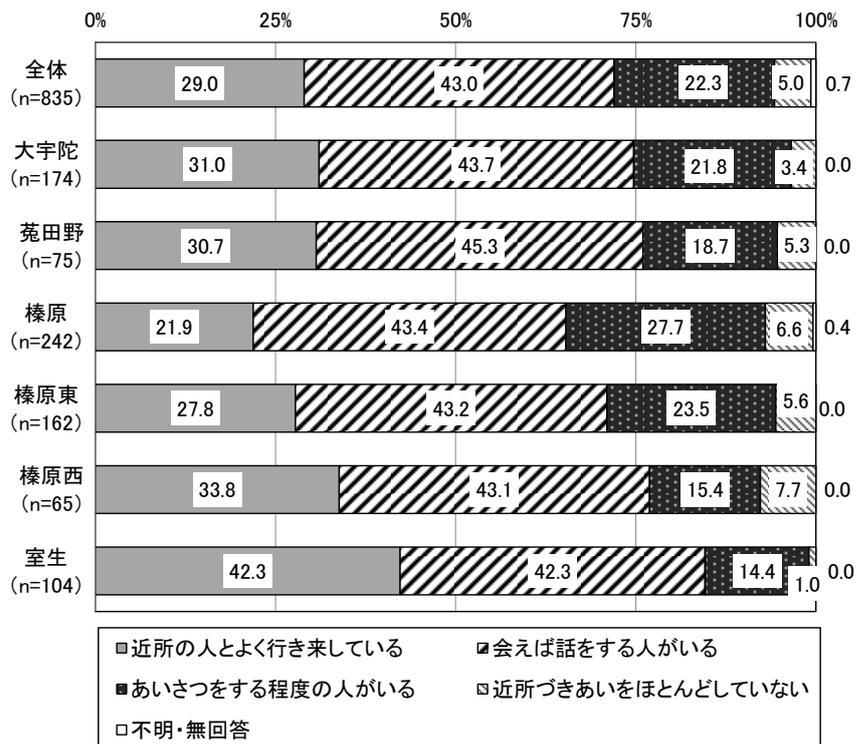
身近に感じる地域の範囲について年齢別にみると、若い年代ほど、その範囲が広がっていることが分かります。

また、近所の人との関係については、市全体では「会えば話をする人がいる」が最も多くなっていますが、地域別にみると、室生では「会えば話をする人がいる」と同率で「近所の人とよく行き来している」が多いなど、地域差がみられます。

■身近に感じる地域の範囲×年齢別\_市民

		合計	問6 身近に感じる「地域」の範囲						不明・無回答
			隣近所	自治会	小学校区	中学校区 (旧町村)	宇陀市全 域	その他	
全体		835	271	287	115	43	67	19	33
		100.0	32.5	34.4	13.8	5.1	8.0	2.3	4.0
問2 年齢	15～19歳	27	5	3	6	8	4	1	0
		100.0	18.5	11.1	22.2	29.6	14.8	3.7	0.0
	20歳代	37	10	0	13	8	4	1	1
		100.0	27.0	0.0	35.1	21.6	10.8	2.7	2.7
	30歳代	50	9	7	20	2	6	3	3
		100.0	18.0	14.0	40.0	4.0	12.0	6.0	6.0
	40歳代	94	17	24	30	8	7	4	4
		100.0	18.1	25.5	31.9	8.5	7.4	4.3	4.3
50歳代	120	33	55	14	7	8	3	0	
	100.0	27.5	45.8	11.7	5.8	6.7	2.5	0.0	
60歳代	207	68	96	17	5	14	1	6	
	100.0	32.9	46.4	8.2	2.4	6.8	0.5	2.9	
70歳以上	296	129	102	15	5	24	5	16	
	100.0	43.6	34.5	5.1	1.7	8.1	1.7	5.4	

■隣近所の人との関係×居住地域別\_市民

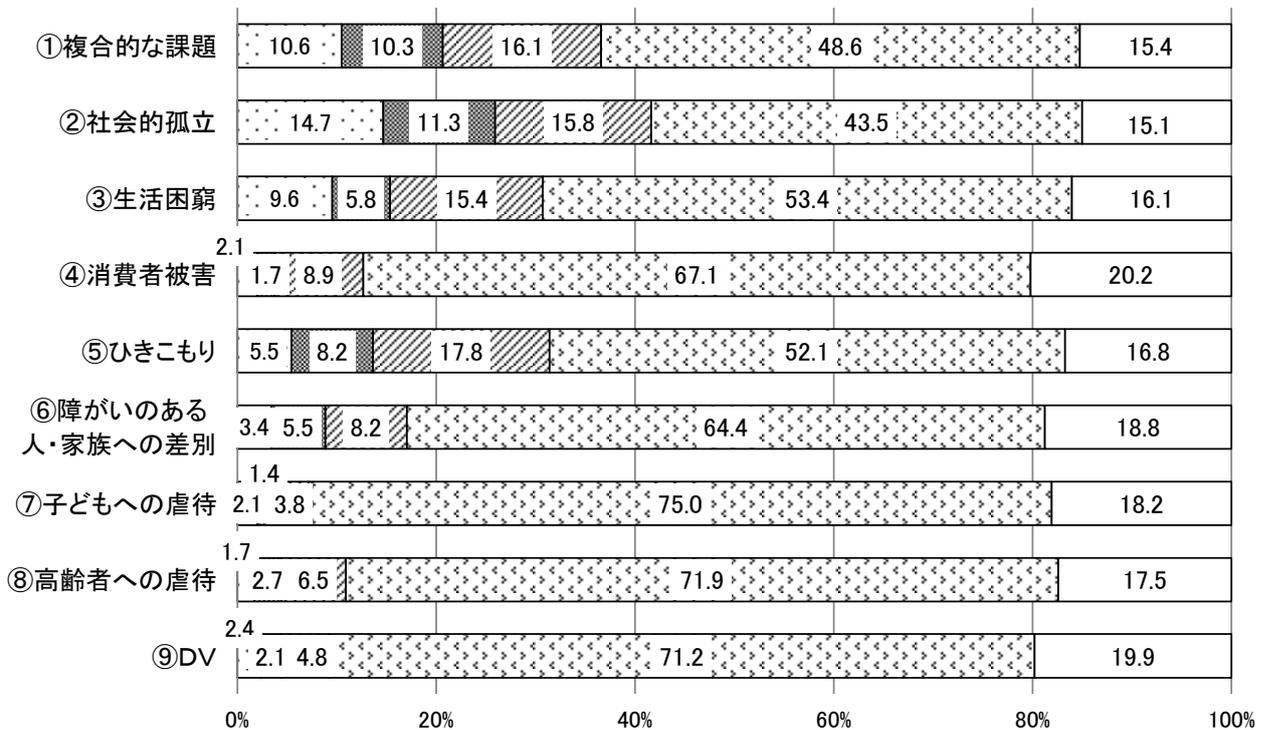
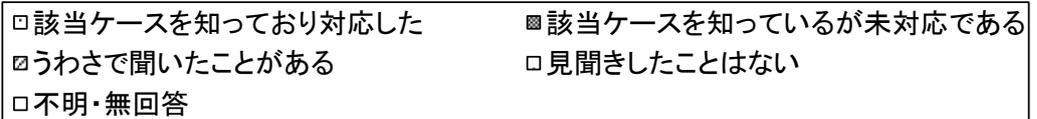


## ◇地域の状況②

地域で活動するなかで、見聞きしたことや対応したことがあるケースについては、①複合的な課題、②社会的孤立で「該当ケースを知っており対応した」「該当ケースを知っているが未対応である」がともに比較的高くなっています。また、①、②と合わせて③生活困窮、⑤ひきこもりでは「うわさで聞いたことがある」が比較的高く、これらの実態の把握が困難であることがうかがえます。特に⑤ひきこもりでは、「うわさで聞いたことがある」が比較的高いのに対し、「該当ケースを知っており対応した」は5.5%と少なくなっています。

### ■地域で活動するなかで、見聞きしたことや対応したことがあるケース\_地域・支え手

(n=292)



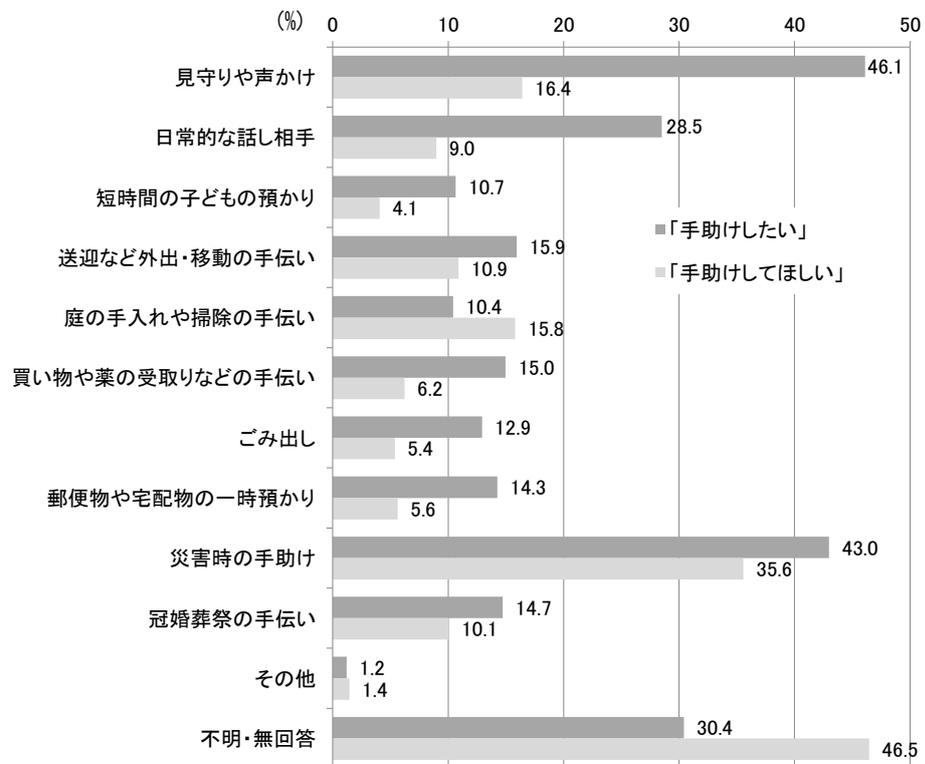
## ◇地域の支え合い、助け合い①

ご近所とのつきあいの中で『手助けしたい』こととしては、「話し相手」が46.1%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が43.0%となっています。『手助けしてほしい』こととしては、「不明・無回答」が最も多くなっていますが、次いで「災害時の手助け」が35.6%となっています。

「庭の手入れや掃除の手伝い」を除くすべての項目で『手助けしたい』が『手助けしてほしい』を上回っており、市における潜在的な共助力の高さがうかがえます。

## ■ご近所とのつきあいの中で「手助けしたい」「手助けされたい」こと\_市民

(n = 835)

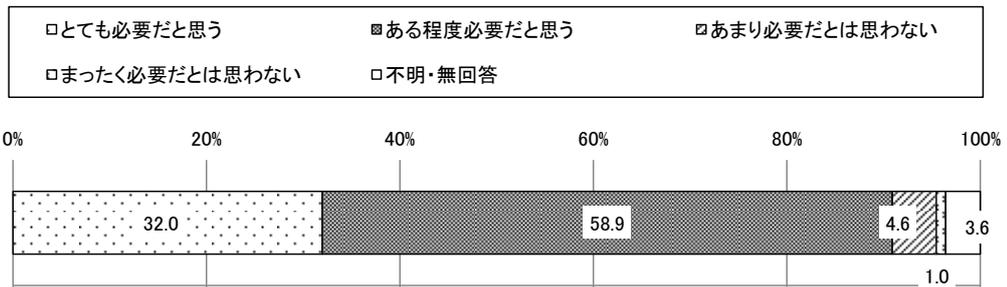


## ◇地域の支え合い、助け合い②

地域における住民相互の自主的な支え合い、助け合いは「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」という回答が合わせて9割を超えています。また、支え合い、助け合いを活発にしていくために必要なこととして、日頃からのつながりをもつ心がけや、つながる場や相談機関などの情報提供、支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場や機会が求められています。

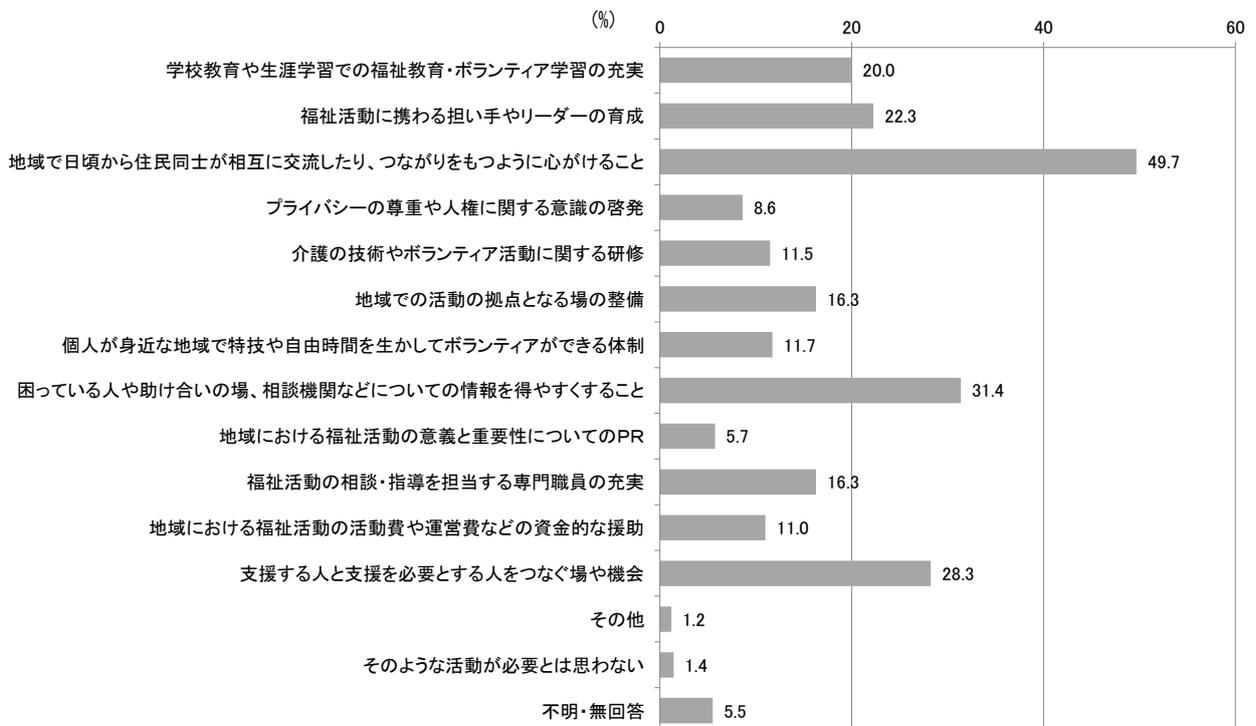
### ■住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性\_市民

(n=835)



### ■住民相互の自主的な支え合い、助け合いを活発にしていくために必要なこと\_市民

(n=835)

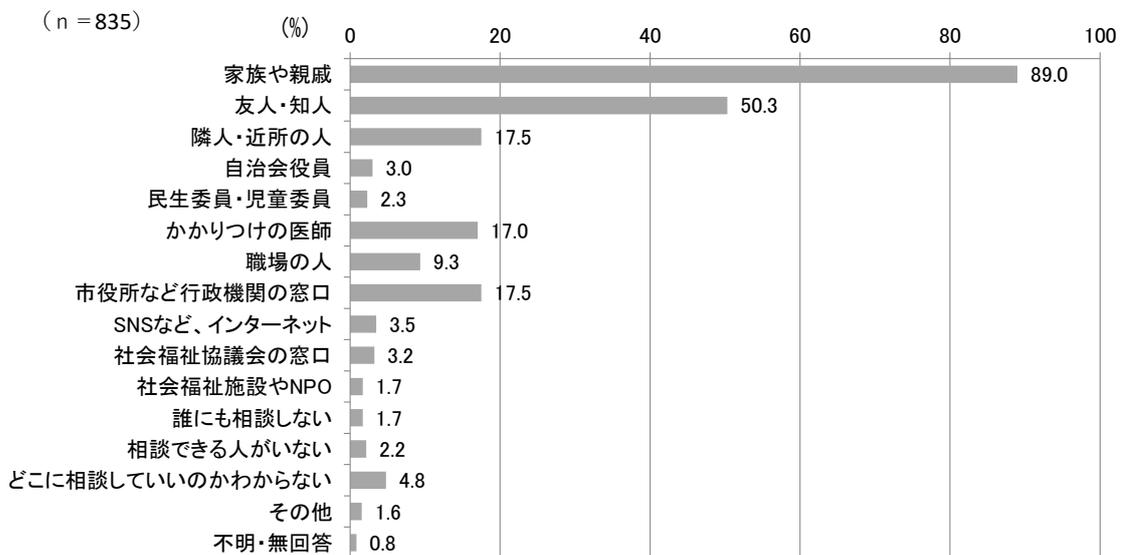


## ◇相談や情報

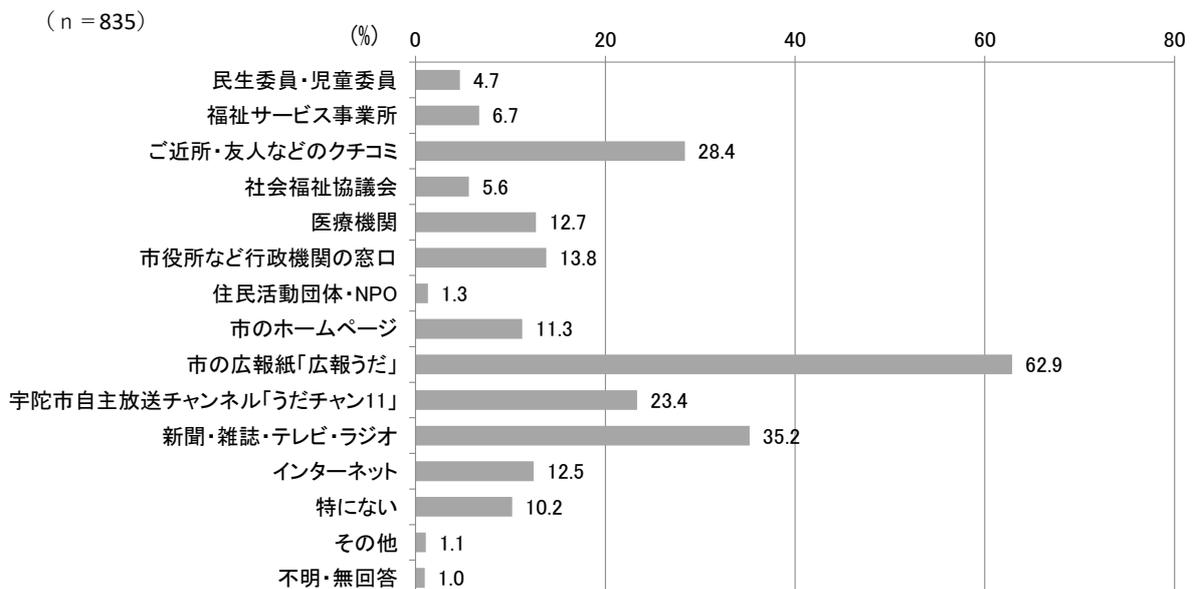
困ったときには「家族や親戚」に相談するという人が約9割、「友人・知人」が約5割であり、「隣人・近所の人」「市役所など行政の窓口」「かかりつけの医師」が2割弱で続きます。一方、「どこに相談していいのかわからない」「相談できる人がいない」という回答も0ではありません。

また、福祉に関する情報の入手先としては「広報うだ」が特に多くなっています。

### ■困ったときの相談相手\_市民



### ■福祉に関する情報の入手先\_市民



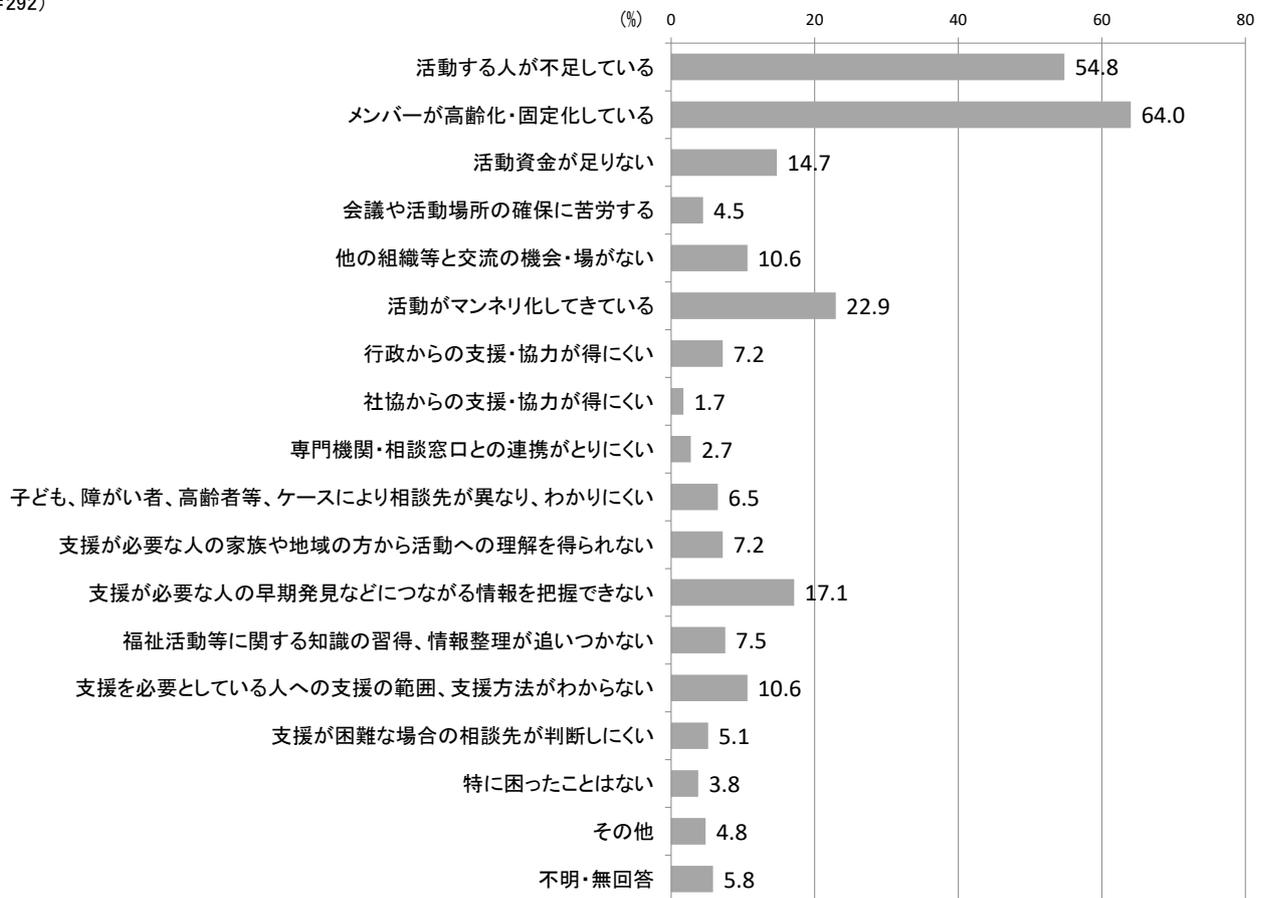
## ◇地域を支える人材の課題

地域・支え手アンケートでは地域で活動するなかで困っていること、不安なこととして、「メンバーが高齢化・固定化している」に次いで「活動している人が不足している」が多く、いずれも半数以上の人が人材確保・人材不足について不安を感じています。

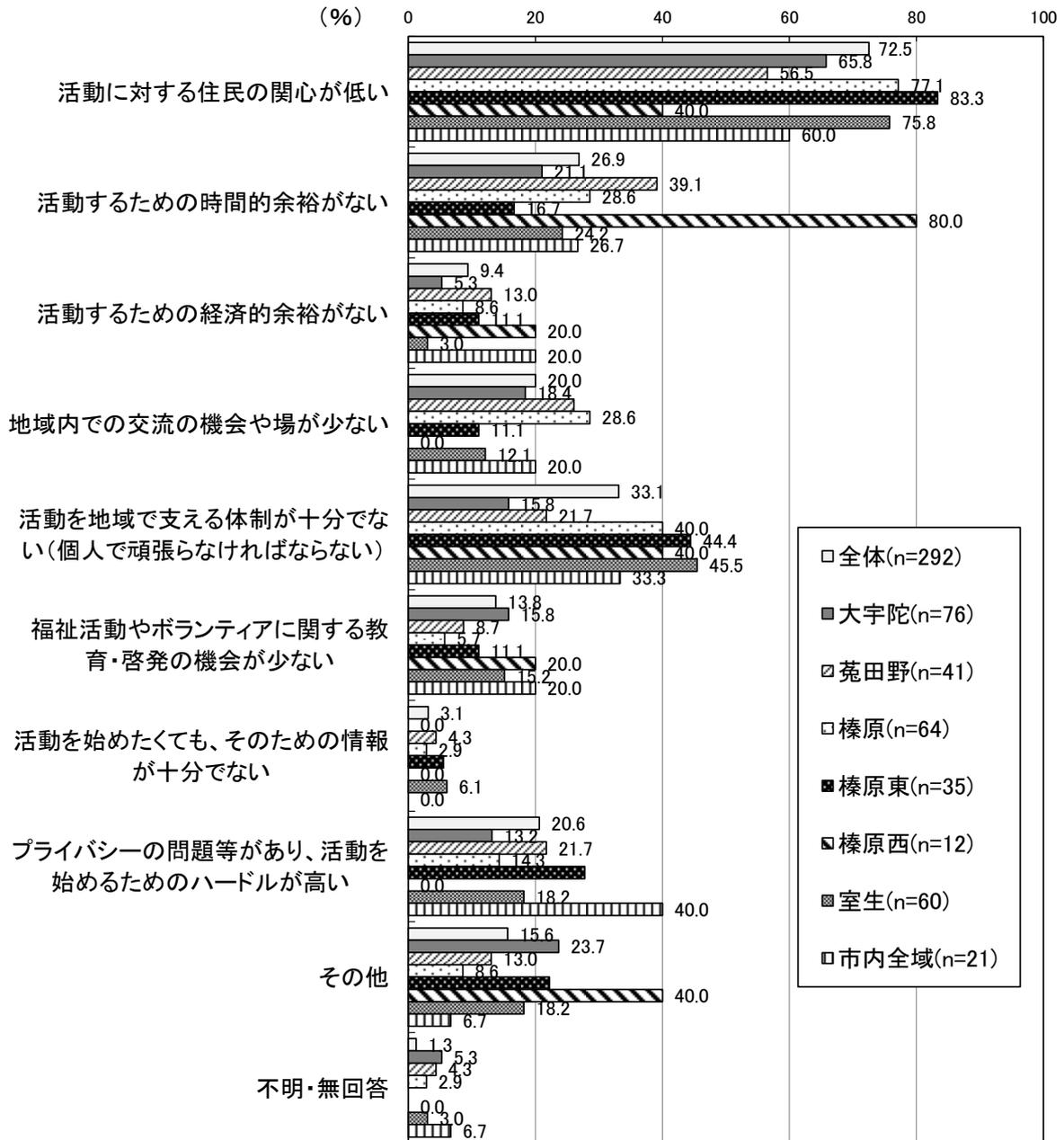
「活動している人が不足している」理由としては、活動範囲によって差はみられますが、全体では「活動に対する住民の関心が低い」が7割強と特に多くなっています。

### ■活動するなかで困っていること、不安なこと\_地域・支え手

(n=292)



■活動する人が不足している理由×活動地域別\_地域・支え手

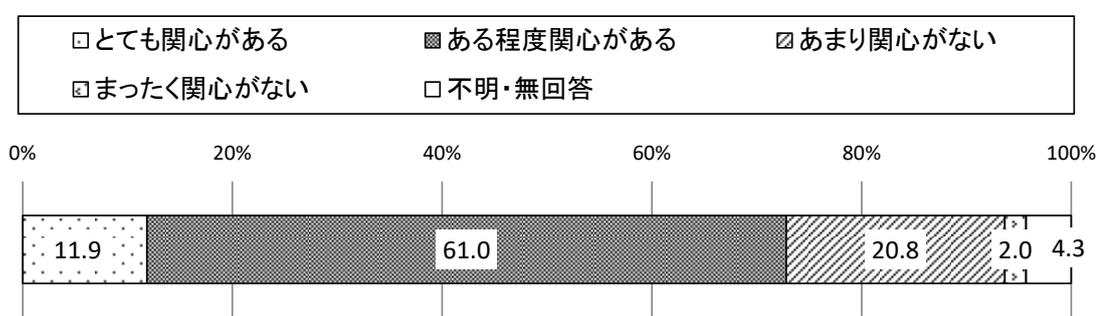


## ◇地域福祉への関心

地域・支え手アンケートでは活動する人が不足している理由として、「活動に対する住民の関心が低い」ことが多く挙げられている一方で、市民アンケートでは福祉に「とても関心がある」と「ある程度関心がある」という回答は合わせて全体で7割強となっています。また、若い年代で市民後見人への関心が高い（15～19歳で「関心があり、機会があればやってみよう」が18.5%）結果もみられます。

### ■福祉への関心\_市民

(n=835)



### ■市民後見人への関心×年齢別\_市民

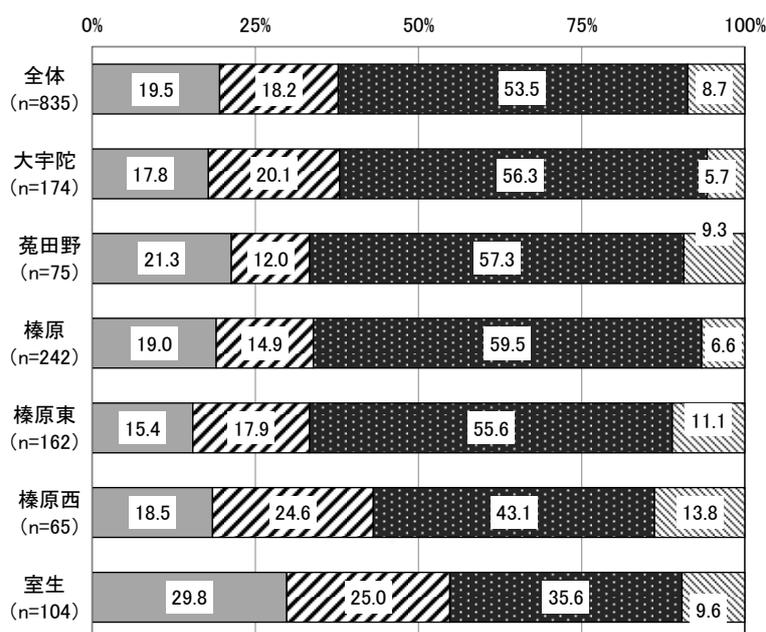
		合計	問19「市民後見人」についての関心度					不明・無回答
			関心があり、機会があればやってみよう	少し関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	どちらともいえない(制度を知らない)	
全体		835	25	140	330	109	196	35
		100.0	3.0	16.8	39.5	13.1	23.5	4.2
問2 年齢	15～19歳	27	5	0	6	1	14	1
		100.0	18.5	0.0	22.2	3.7	51.9	3.7
	20歳代	37	1	7	10	8	11	0
		100.0	2.7	18.9	27.0	21.6	29.7	0.0
	30歳代	50	2	7	18	14	8	1
		100.0	4.0	14.0	36.0	28.0	16.0	2.0
	40歳代	94	1	19	35	15	22	2
		100.0	1.1	20.2	37.2	16.0	23.4	2.1
50歳代	120	3	22	47	13	34	1	
	100.0	2.5	18.3	39.2	10.8	28.3	0.8	
60歳代	207	5	36	94	25	44	3	
	100.0	2.4	17.4	45.4	12.1	21.3	1.4	
70歳以上	296	7	49	120	32	62	26	
	100.0	2.4	16.6	40.5	10.8	20.9	8.8	

## ◇地域活動への参加

現在の地域活動への参加について、室生、菟田野では「参加している」が2割を超えるなど地域差がみられますが、全体では18.2%が「以前は参加していたが、現在は参加していない」、53.5%が「参加したことがない」と回答しています。

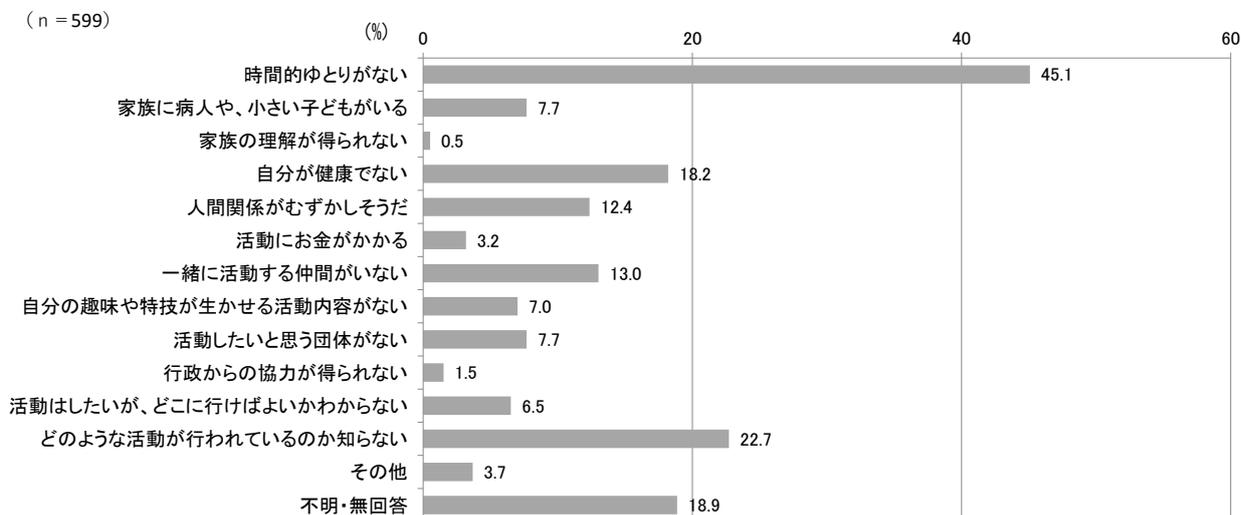
現在地域活動に参加していない理由としては、「時間的ゆとりがない」が特に多くなっていますが、次いで「どのような活動が行われているのか知らない」という回答も2割を超えています。

■地域活動への参加×居住地域別\_市民



- 参加している
- ▨ 以前は参加していたが、現在は参加していない
- 参加したことがない
- 不明・無回答

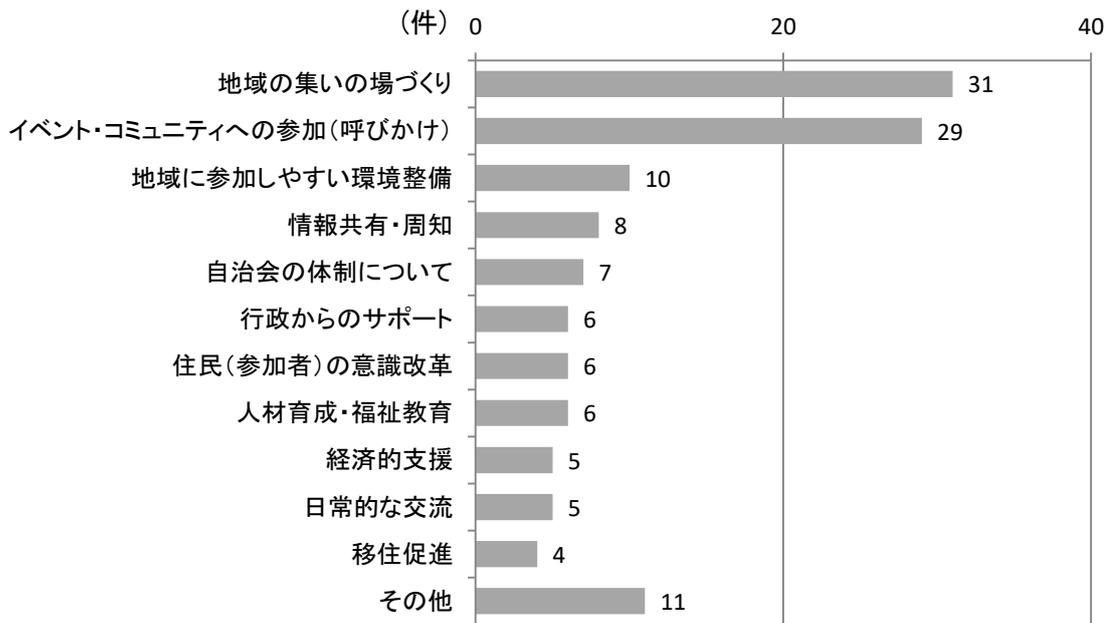
■現在地域活動に参加していない理由\_市民



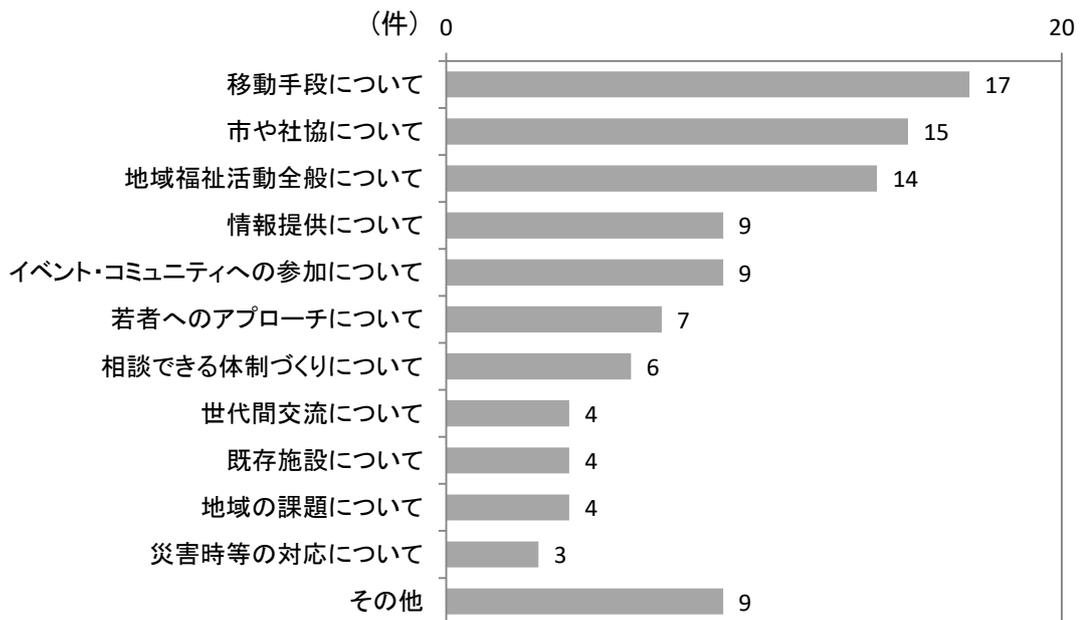
## ◇今後の地域福祉の方向性

誰もが参加できる（しやすい）地域づくりに向けては、「地域の集いの場づくり」「イベント・コミュニティへの参加（呼びかけ）」についての意見が特に多く挙がっています。また、市の地域福祉に関して自由に意見をいただいたところ、「移動手段」に関する意見（課題や対策）が最も多く挙がっています。これらの取り組みの充実を図っていくとともに、地域福祉に関するさまざまな情報の共有・周知・提供が求められます。

### ■誰もが参加できる（しやすい）地域にしていくために必要なこと（自由記述）\_地域・支え手



### ■市の地域福祉に関する意見・提言（自由記述）\_地域・支え手



### 3. 地域福祉を取り巻く現状と課題のまとめと今後の方向性

#### (1) いつでも誰かに話を聞いてもらえる、「安心」が生まれるまちに

市民アンケート結果によると、困ったときには「家族や親戚」「友人・知人」に相談するという人が大半を占めていますが、「どこに相談していいのかわからない」「相談できる人がいない」という人も一定数おられます。また、地域・支え手アンケートでは、特に複合的な課題を抱える方や、社会的孤立状態にある方、ひきこもりの方について、うわさで聞いたことや該当ケースを知っているが未対応であるケースが多くみられるなど、地域の中で本当に困っている人が潜在化していることがうかがえます。

地域の中で互いに認め合い、気づき合い、受け止めることができる関係づくりと、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者などさまざまな生活課題を抱える人に対し、分野横断的な対応が可能となる横の連携体制の強化による総合相談支援の仕組みづくりを進め、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

#### (2) 生きがいと喜びが育む、「笑顔」が咲くまちに

市民アンケートにおいては、ご近所とのつきあいの中で『手助けしたいこと』が多く挙げられ、特に「見守りや声かけ」「災害時の手助け」では4割以上の方が『手助けしたい』と回答しています。一方、地域・支え手アンケートによると、活動する中で多くの方が人材不足について不安を感じており、地域において担い手が埋もれている状況がうかがえます。また、誰もが参加できる（しやすい）地域づくりに向けては、「地域の集いの場づくり」「イベント・コミュニティへの参加（呼びかけ）」に関する意見が特に多く、課題となっている移動支援の充実を含め、住民の地域への参加を支援するための環境整備が求められます。

地域愛を育む広義の福祉教育の推進により、本市に誇りと愛着のある人づくりを進めるとともに、今ある地域資源も活かしながら、地域の誰もが自分らしく在ることができる居場所を見つけ、生きがいと喜びをもって地域に参加できる、うだ方式の地域福祉を推進します。

#### (3) 支え合いの土台を築く、「つながり」が機能するまちに

全国的に身近な地域の間関係の希薄化が叫ばれているところですが、市民アンケート調査では市全体でも「近所の人とよく行き来している」（29.0%）、「会えば話をする人がいる」（43.0%）が合わせて7割を超えるなど、地域のつながり（結びつき）が濃い状況がうかがえます。また、住民相互の自主的な支え合い、助け合いは必要だと感じる市民が9割を超え、そのためには、日頃からの交流やつながりの意識が重要であるとの回答が最も多くなっています。

今ある地域福祉に関わる活動を充実するとともに、さまざまな協議・協働の場や活動者同士のつながりを生むコーディネート機能を推進し、日常時にも災害時にも強い、つながりが機能するまちづくりを進めます。

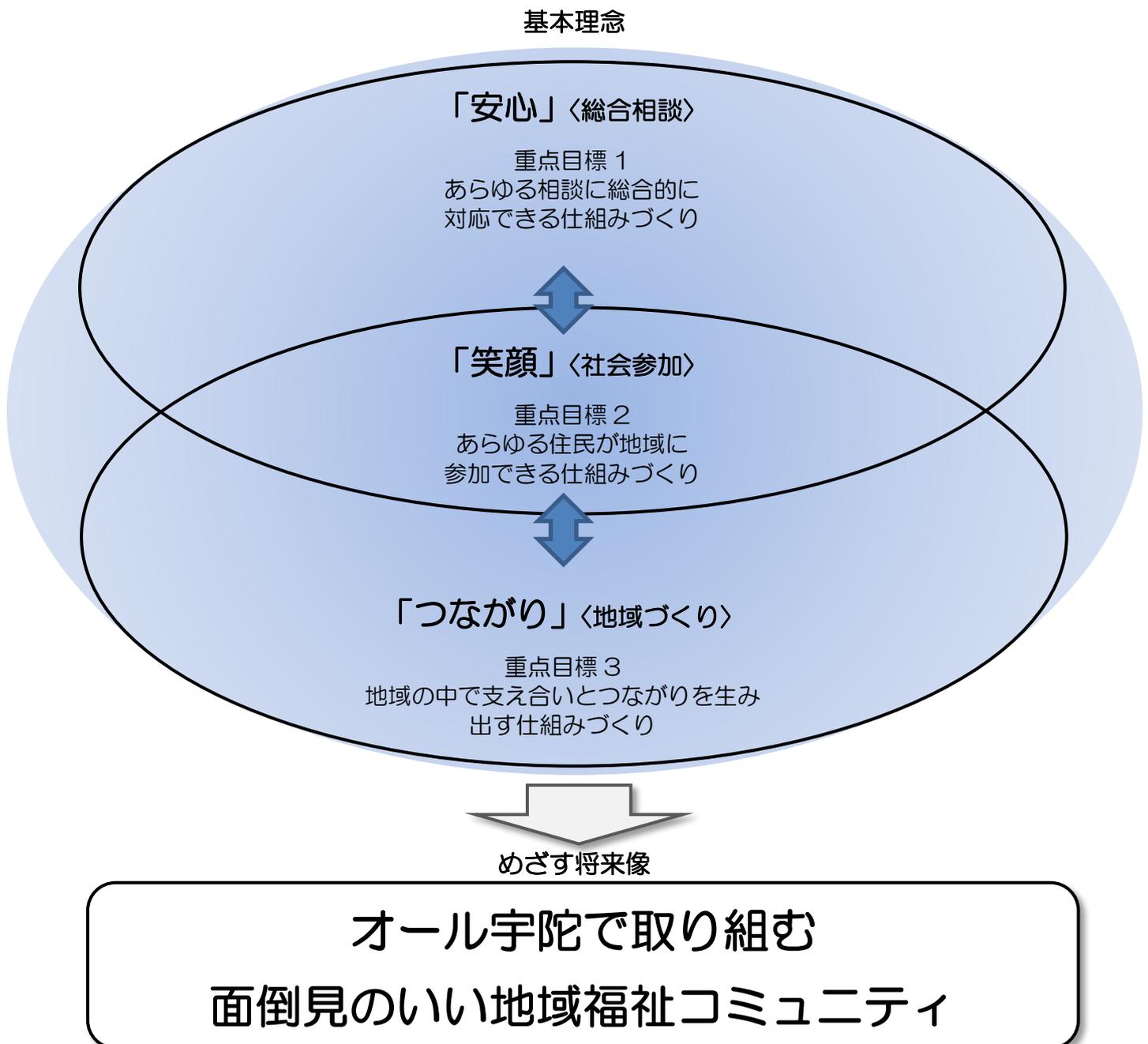
## 第3章

# 計画の基本理念と重点目標

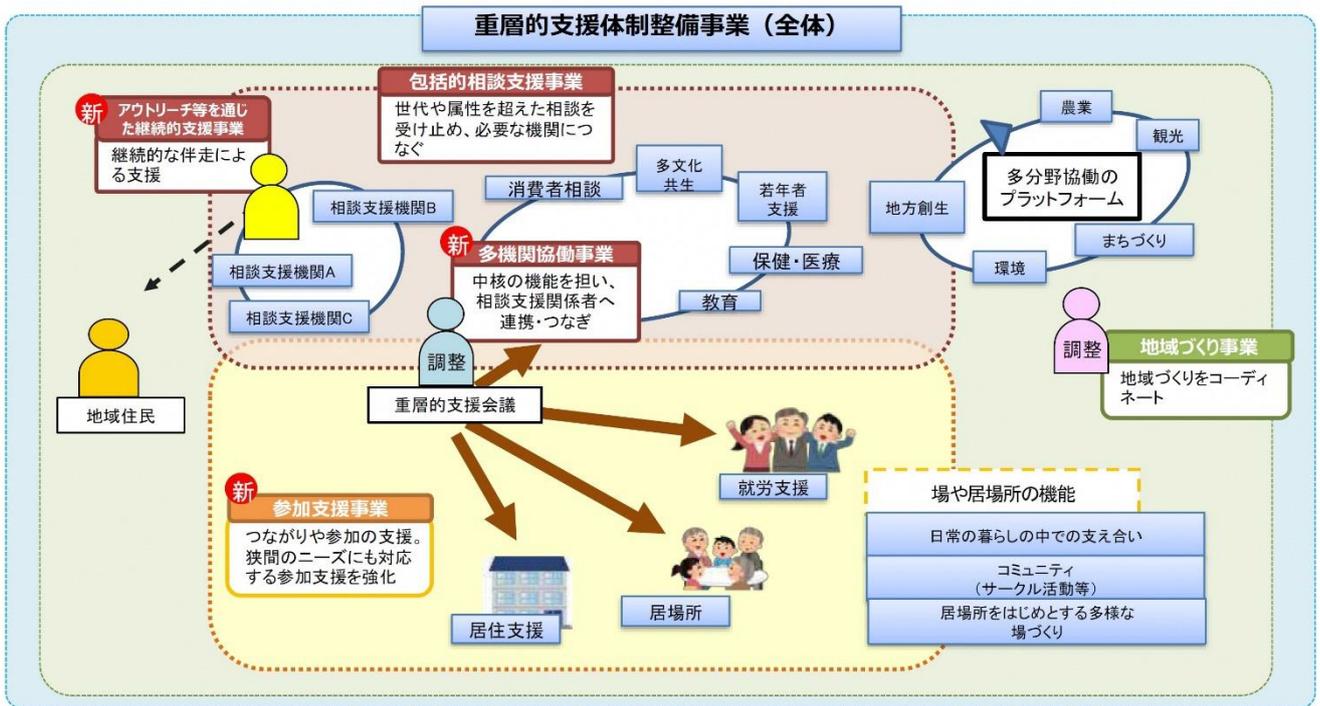
# 1. 計画の基本理念と将来像

宇陀市地域福祉計画および地域福祉活動計画は、住民の相互理解と尊重を基調としながら、つながりを深める支え合いによって、誰もが安心して自分らしい暮らしができ、生きがいを感じながら笑顔で役割を担い活躍できる地域社会を目標にする必要があります。

この観点に加え、国が示す新たな包括的支援体制の方向性も踏まえつつ、本市の地域の現状、市民アンケートおよび市民担い手アンケート調査結果から「安心」、「笑顔」、「つながり」を3つの基本理念とします。それぞれの基本理念が重層的に作用し合いながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もともに健やかに暮らせるまちづくりをめざし、将来像として「オール宇陀で取り組む 面倒見のいい地域福祉コミュニティ」を掲げます。そのうえで3つの基本理念を踏まえた「3つの重点目標」およびその実現のための具体的な「基本施策」を展開します。



■新たな包括的支援体制（重層的支援体制整備事業）のイメージ

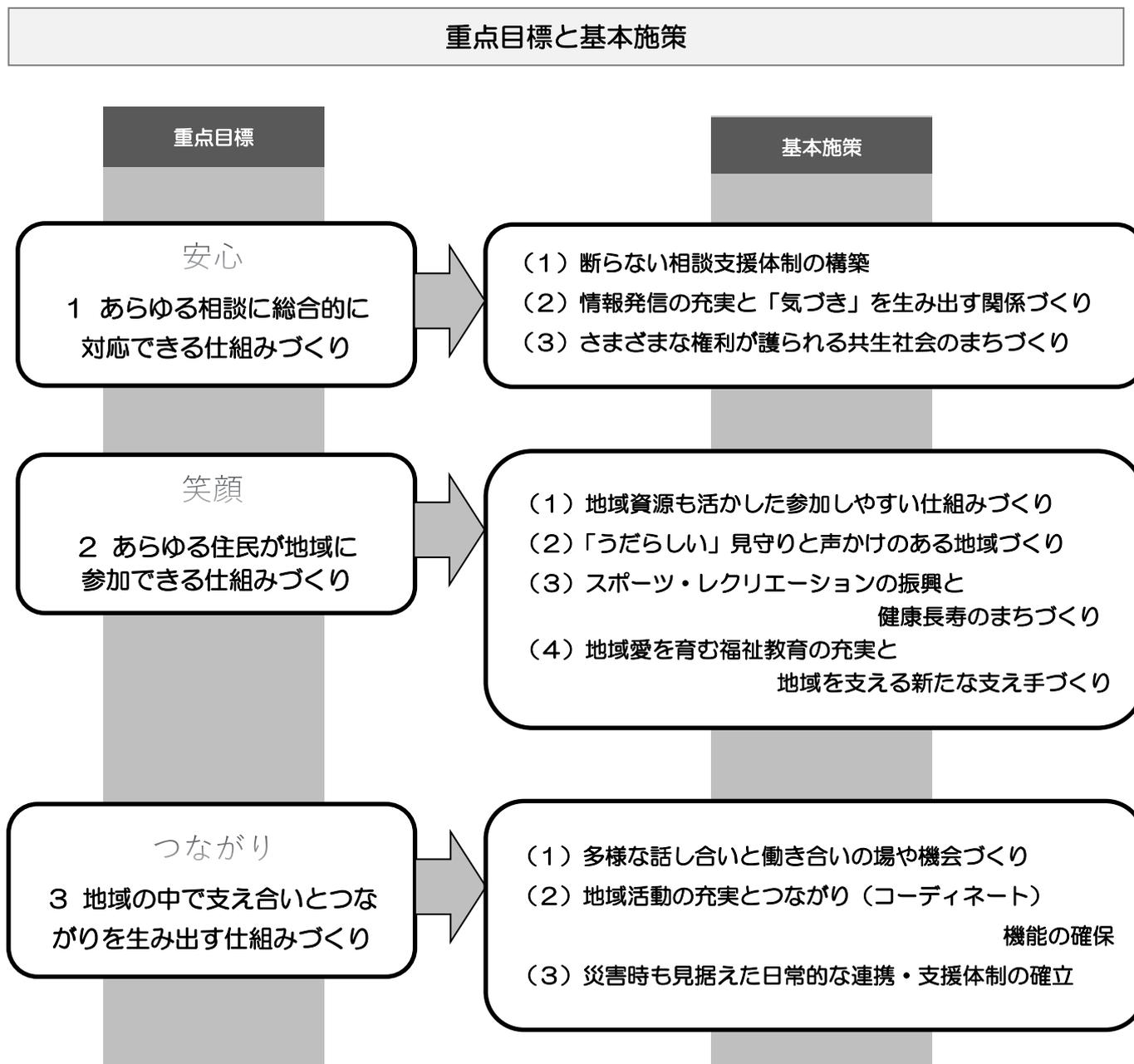


※令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料より

さらに、「オール宇陀で取り組む 面倒見のいい地域福祉コミュニティ」の実現に向けて、上図に示すような相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援が重層的に展開される、本市ならではの体制の構築を目指します。

## 2. 計画の重点目標と基本施策

基本理念とめざす将来像を基調として、重点目標および基本施策を市民、地域、市、市社協の協働によって展開、推進します。



## 第4章

# 重点目標と基本施策の展開

## 重点目標 1 あらゆる相談に総合的に対応できる仕組みづくり【安心】

人は人と話をし、話を聞いてもらうことで安心し、困難の解決につながります。「相談できる人がいない」人がいない、そんな暮らしの安心を支える地域づくりを目指します。

### 基本施策（1） 断らない相談支援体制の構築

#### ◇ 現状と課題

##### 計画策定プロセスで得られた意見

###### 【統計データより】

- 生活保護世帯は近年ほぼ横ばいで推移しているが、一般世帯（男）の増加率が高い。

###### 【市民アンケートより】

- 困ったときには「家族や親戚」に相談するという人が約 9 割、「友人・知人」が約 5 割であり、「市役所などの行政機関の窓口」は 2 割弱となっている。一方で、「どこに相談していいのかわからない」「相談できる人がいない」という人も一定数いる。
- 10～20 歳代の若い世代では、困ったときの相談先として、「SNS など、インターネット」が 2 割前後で比較的高い。

###### 【市民・担い手アンケートより】

- 地域で活動するなかで困っていることとして、障がい者関係の活動に参加している人では「支援が困難な場合の相談先が判断しにくい」、「専門機関・相談窓口との連携がとりにくい」という回答が比較的高い。
- 地域で活動するなかで、複合的な課題を抱える世帯、社会的孤立状態にある人・世帯、ひきこもりの方など、さまざまなケースに応じて、市や医療介護あんしんセンター、自治会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等と相談・連携をとりながら対応している状況だが、関係者間の意見の調整や、ケースによって相談先がはっきりしないこと、市民の理解不足、プライバシーの問題などが課題となっている。

###### 【その他（策定委員会等でのご意見）】

- 不安を抱えながらも相談にいくことができない（自分から SOS を出せない）人に対応するため、たくさんの方が気にかけて合うネットが重なり合い、総じてきめ細かなネットを作り上げていく必要がある。
- 医療介護あんしんセンターの相談窓口の周知は進んできているが、ハードルが高く感じられている。現状では、自治会や民生委員・児童委員が地域の問題を拾い上げ、相談につなげている。

## ●みんなの役割●

### ◆ 住民や地域の役割

- ・地域に困りごとを抱えている人がいないか、見守り合い、声をかけ合いましょう。
- ・自分が聞いた困りごとへの対応が難しい時は、自治会、民生委員・児童委員や市、市社協などにつなげましょう。

### ◆ 市の役割

- ・住民からのあらゆる相談に総合的に対応できる体制づくりを進めます。
- ・住民が困ったときに、相談しやすい環境づくりに努めます。

### ◆ 市社協の役割

- ・市と連携して、住民のさまざまな悩みごとや困りごとの相談を受け付けます。

### 【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★（仮）うだ総合相談窓口の設置	制度の狭間や複合的な課題を抱えながら、どこに相談に行けばよいか分からない人からの幅広い相談を受け付けるとともに、市民に寄り添い、最後まで面倒をみることができる伴走支援を行う窓口として、（仮）うだ相談室の設置を目指します。		◎	◎	
★（仮）うだ総合相談ネットワークの構築	（仮）うだ総合相談窓口を中心として、市社協、庁内関係部署、関係機関・団体等が相互に連携し合い、自治会や民生委員・児童委員等地域との連携と情報共有を図りながら、多職種の配置・ネットワーク化により、地域生活に関するあらゆる相談に総合的に対応できる体制づくりを進めます。	○	◎	◎	
★生活困窮者自立相談支援窓口の充実	生活保護には至らないが、さまざまな事情により生活や仕事等に困っている住民の相談を受け、自立に向けての支援を行います。		◎		

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○相談しやすい体制づくり	さまざまな世代や障がい、健康問題等を抱えた市民が相談できる場を充実します。広報や相談機関を紹介するリーフレットや相談カード等を工夫し、またSNSなどインターネット等も活用しながら、新たに商工会などへも働きかけ、広く市民への周知に努めます。		◎	○	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●総合相談・専門相談の受付
取組内容	福祉に関する相談のほか、さまざまな悩みごとの相談を受け付けています。また、弁護士による法律的な相談や、精神科医による物忘れ等の相談も受け付けています。
取組施策	●家計改善支援事業
取組内容	家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の収支バランスを立て直すための課題を明らかにし、相談者自身が家計を管理できるよう、早期の生活再生を支援します。

基本施策（2） 情報発信の充実と「気づき」を生み出す関係づくり

◇ 現状と課題

計画策定プロセスで得られた意見

【市民アンケートより】

- ・住民相互の自主的な支え合い、助け合いを活発にしていくために必要なこととして、「困っている人や助け合いの場、相談機関などについての情報を得やすくすること」が2番目に多く、3割強となっている。
- ・福祉に関する情報の入手先として、「広報うだ」が特に多く、6割を超えている。
- ・福祉に関する情報が十分に得られない理由としては、「福祉に関するパンフレットや広報紙をみる機会が少ない」、「どこへ行けば福祉に関する情報を得られるのか、わからない」などが多くなっている。
- ・20歳代では、福祉に関する情報を「あまり得ることができない」という回答が最も多く、その理由としては「福祉に関する情報がむずかしすぎて、よくわからない」が他の年代と比べて高い。

**【市民・担い手アンケートより】**

- ・地域で活動するなかで困っていることとして、「支援が必要な人の早期発見などにつながる情報を把握できない」が2割弱となっている。

**【その他（策定委員会等）】**

- ・医療介護あんしんセンターは情報の宝庫となっており、宇陀市立病院でもその情報をもらいながら連携をとっている。
- ・宇陀けあネットで医療と介護を合わせたネットワークシステムを作っているが、医療に関わっていない介護の関係者や民生委員・児童委員にも参加してもらえれば、情報共有が図れ、うまく対応できるのではないか。
- ・（発達障がいに関連して）精神的に追い詰められてから相談に来られる例もあるが、もっと早い段階で支援ができていれば、世の中の理解が深まっていれば、解決できた問題もあるのではないかと感じることも多い。

● **みんなの役割** ●

◆ 住民や地域の役割

- ・隣人の困りごとに気づけるよう、日頃から地域で顔の見える関係づくりを進めましょう。

◆ 市の役割

- ・関係機関による情報共有とネットワーク化を進めるとともに、福祉に関する情報発信の充実を図ります。

◆ 市社協の役割

- ・地域によりそい、地域と連携を図ることで、「気づき」から支援につなげます。

**【地域福祉推進の取組（★重点施策）】**

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★「気づき」を支援につなげる取組（アウトリーチ）の推進	自ら SOS を出せない人たちに対して、高齢者等サポート隊などのアウトリーチ活動を通じて、支援の入り口を積極的に作るための取組を推進します。		◎	◎	
★「気づき」を生みだす場や機会づくりへの支援	自治会等身近な地域でのタウンミーティング（井戸端会議）や当事者同士の支え合いの推進など、互いに距離が近い人同士の顔の見える関係づくりにより、互助から地域の困りごとなどに関する「気づき」を生みだす場や機会づくりを支援します。	◎	○	○	

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○宇陀けあネットの推進	宇陀けあネット（宇陀地域医療介護連携ICT推進事業）で情報共有することで、市民や関係施設に啓発し、推進します。今後は子育て世代等に対し、救急時や災害時など将来に役立つよう参加を勧めるとともに、医療に関わっていない介護の関係者や民生委員・児童委員の参画を促します。	○	◎	○	○
○市立病院の医療体制整備	市立病院は、地域包括ケアシステムの中核病院として、また、市民のセーフティネットとしての役割を果たすため、診療所・医師会と連携し、県・県立医大の協力を得て、医療提供体制を整備します。	○	◎		
○地域情報化の推進	策定中の地域情報化計画に基づき、地域活性化や市民生活の質の向上を図るため、ICT技術を活用した情報処理、情報伝達、広報、情報交換のしくみを構築します。		◎		

◎主体者 ○協力者・参加者

基本施策（3） さまざまな権利が護られる共生社会のまちづくり

◇ 現状と課題

計画策定プロセスで得られた意見

【統計データより】

- 各種障害者手帳所持者数および自立支援医療受給者数の推移をみると、総人口比で精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者数は増加傾向がみられ、他手帳所持者についても微増傾向となっています。

【市民アンケートより】

- 成年後見制度について関心がある人は4割弱、市民後見人に関心がある人は2割弱あり、特に市民後見人については15～19歳の若い世代で「関心があり、機会があればやってみたい」という回答が多い。
- 「権利擁護」という言葉の認知度は3割弱と低い。
- 今後参加してみたい市民活動として、「権利擁護」は1.3%で最も少ない。

【市民・担い手アンケートより】

- 障がいのある人・家族への差別のケースに対応した際に課題に感じたこととして、市民の理解不足やためらいなく行ける相談先がないことが挙げられている。

- DV のケースに対応した際に課題に感じたこととして、当事者との接し方や相談の難しさが挙げられている。

**【その他（策定委員会等）】**

- 近年要保護児童が増加している。
- 宇陀市では要保護児童対策地域協議会が機能しているように感じる。
- 権利擁護の制度や仕組みについて、周知していく必要がある。

● **みんなの役割** ●

◆ **住民や地域の役割**

- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、お互いの自分らしい生き方や考え方を尊重し合い、支え合いましょう。

◆ **市の役割**

- さまざまな立場の人が、互いに支え合いながら、幸せに暮らす権利を守ります。

◆ **市社協の役割**

- 市と連携しながら、権利擁護の推進や人権に関する相談等を受け付けます。

**【地域福祉推進の取組（★重点施策）】**

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★虐待防止対策の推進	子どもや高齢者、障がい者などすべての市民が地域の中で希望を持って尊厳のある生活を送ることができるよう、虐待の早期発見と防止のための取組を推進します。	○	◎		

**【地域福祉推進の取組（○関連施策）】**

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○人権尊重の社会づくり	就学前や学校教育だけでなく、生涯学習における人権教育や啓発を充実します。加えて、人権相談窓口における生活相談等に対して、相談者の立場に立った適切な助言・対応がとれるような相談支援体制を整備します。	○	◎	○	

◎主体者 ○協力者・参加者

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○DV等暴力の根絶に向けた取組	中高生等の世代からDVやデートDVについての理解を深めるための啓発等の取組を行い、防止に努めます。 また、男性も相談にしやすい環境づくりに努めます。		◎		
○権利擁護の推進	障がい者、高齢者等の権利擁護の取組をより一層推進するとともに、市民・民間事業者に対する周知を図ります。また、市社協や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、支援のネットワークを構築します。	○	◎	○	○
○成年後見制度の推進	講演会や広報紙、パンフレットなどさまざまな方法で成年後見制度についての正しい理解の普及を図ります。 また、中核機関の設置や権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの整備など、総合的な推進に向けて検討を進めます。		◎	◎	
○市民後見人の養成	今後、成年後見制度利用の増加が予測されることから、若い世代も含めて制度の啓発を進め、市民後見人養成の推進に努めるとともに、市民後見人の適切な活動に向けた支援体制を構築します。	○	◎	◎	
○自殺対策計画の推進	令和元年に策定した自殺対策計画に基づき、こころの病気について十分な理解を深める機会を増やすとともに、精神疾患を抱える人やその家族、自死遺族等ハイリスク者への支援を充実します。		◎		

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●成年後見事業
取組内容	高齢者や障がい者等判断能力が不十分なことにより、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、市社協が成年後見人となることによって、本人の財産管理、身上監護を行い、安心して日常生活を送ることができるように支援します。

## 重点目標 2 あらゆる住民が地域に参加できる仕組みづくり【笑顔】

社会とのつながりを持ち、社会に参加することで、生きがいや喜びが生まれ、笑顔が育ちます。本人や世帯の状態によらず、誰もが地域社会にやりがいを持って参加し、ともに笑顔になれる地域づくりを目指します。

### 基本施策（1） 地域資源も活かした参加しやすい仕組みづくり

#### ◇ 現状と課題

##### 計画策定プロセスで得られた意見

###### 【市民アンケートより】

- ・住民相互の自主的な支え合い、助け合いを活発にしていくために必要なこととして、「支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場や機会」が3番目に多く、3割弱となっている。

###### 【市民・担い手アンケートより】

- ・今後対応していく必要があると感じる活動として、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立」が最も多くなっている。
- ・地域で活動するなかで、複合的な課題や社会的孤立、ひきこもり、生活困窮などのケースについて、実態の把握が困難であり、つながり、参加に結びつけることが難しい状況がうかがえる。
- ・誰もが参加しやすい地域にしていくために必要なことについては、「地域の集いの場」や「イベント・コミュニティへの参加（呼びかけ）」に関する意見が特に多い。
- ・地域コミュニティを活性化していくために必要なこととして、「地域住民が日頃から集い、交流できる場所の設置・提供」が3番目に多く、3割強となっている。
- ・市の地域福祉を推進していくうえで、移動手段の課題が多く挙げられている。

###### 【その他（策定委員会等）】

- ・支え手と受け手が固定されない、支援を受けている人も何らかの形で貢献できる、支え合う地域づくりを進める必要がある。
- ・公共交通であるバスが、現状では地域と地域をつないでいないような印象を受ける。
- ・誰もが参加しやすいよう、楽しいから参加したいと思えるようなコミュニティづくり、地域活動作りが必要である。
- ・大宇陀の歴史ある町並みなどを活用して、子どもから高齢者まで色々な関わりの形を模索するべきだ。

## ●みんなの役割●

### ◆ 住民や地域の役割

- ・地域の集いの場や、イベント・コミュニティに気軽に参加（呼びかけ）をしてみましょう。

### ◆ 市の役割

- ・地域に暮らす誰もが地域社会に参加しやすい・参加したくなるような環境整備に努めるとともに、支え合いの活動を推進します。
- ・住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。

### ◆ 市社協の役割

- ・地域の支え合い活動をつなぎ、活性化する取組を推進します。

### 【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★地域の支え合いとつながりのしくみづくり	住民主体により地域の潜在的・複合的な課題に対応するため、住民ボランティアや地縁団体、民生委員・児童委員等が、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等のコーディネートにより互いに連携しながら、地域でのニーズや資源の把握に努め、歴史ある町並みや地域の特性を生かしつつ、福祉分野にとどまらない魅力的な新たな集いの場・働き合いの場の開発やしきみづくりに取り組むことを支援します。	◎	○	◎	○
★社会的孤立を防ぐコミュニティの拠点づくり	改修補助金により、空き家・空き店舗等をコミュニティの拠点として活用しやすいよう環境整備を図り、誰もが気軽に参加できる場づくりを促進します。	○	◎	○	
★「小さな交通」による移動支援のしくみづくり	関係機関や有識者との連携・協議のもと、自治会やまちづくり協議会の単位で地域のニーズに応える移動支援のしくみづくりに取り組みます。	◎	◎	○	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○地域包括ケアシステムの推進	高齢者の視点に立ったサービス提供体制を整えるとともに、高齢者一人ひとりが自分にあった暮らしの中で、生きがい・役割を見出し、地域住民が相互理解、助け合い、支え合いを積極的に進め、住民同士が絆を深めることで安心して暮らせる仕組みである「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。	◎	◎	◎	◎
○生活支援サービスの基盤整備	増加する高齢独居・高齢夫婦世帯等、さまざまな生活支援ニーズに対応する民間サービスや地域住民が互助的に支援する体制の構築を推進します。	○	◎	○	○
○就労準備支援事業の実施	ひきこもり等で社会とつながっていない人や、就労に向けて準備が整っていない人等が、基礎的な力を身に付けるための支援を有期で行います。アウトリーチの開発を含め、掘り起こしの強化を図っていきます。		◎		
○地域生活における男女共同参画の推進	男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高揚するために、誰もが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討します。		◎		
○持続可能な地域公共交通の再編	市営有償バス（大宇陀南部線・榛原大野線）・デマンド型乗合タクシー・公共交通空白地有償バス（らくらくバス）の運行形態の見直し・改善等を図ります。		◎	◎	
○公共交通網新制度設計調査研究事業の推進	公共交通空白地解消のため、公共交通網の制度設計を行う調査研究を実施します。		◎		○
○住空間・公共施設等のバリアフリー化	誰もが地域の中で安心・快適に暮らすことができるよう、ノーマライゼーションの理念の元、バリアフリー化とユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。		◎		

◎主体者 ○協力者・参加者

## 【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●ライフサポート事業の実施
取組内容	高齢者及び障がい者等の日常生活上の困りごとに対して、ちょっとした家事援助（食事の片づけ・洗濯干し等）・ゴミ出し・電球交換などを行うことにより、地域での暮らしを支える仕組みづくりを構築し、地域で活動するライフサポーターボランティアの養成を行います。
取組施策	●就職活動グッズの募集・貸し出し
取組内容	低所得者、離職者等が生活に困窮する中、自立に向けて就職活動を始めようとしている人を支援するため、スーツやネクタイ、カバンなどの就職活動グッズを募集し、対象となる方に貸し出します。
取組施策	●善意銀行の活用
取組内容	住民からの金銭や物品など善意の気持ちを預かり、福祉事業の支援に役立つよう活用します。
取組施策	●らくらくバスの運行
取組内容	移動が困難な地域の一部で日常生活の便宜を図るため、らくらくバスを運行します。

## 基本施策（２） 「うだらしい」見守りと声かけのある地域づくり

### ◇ 現状と課題

#### 計画策定プロセスで得られた意見

##### 【統計データより】

- ・高齢者世帯の推移をみると、高齢者独居世帯、高齢夫婦世帯とも大きく増加しており、全世帯数に対する高齢者世帯の割合は過去 10 年で約 10%増加している。

##### 【市民アンケートより】

- ・近所の人との関係について、「近所の人とよく行き来している」、「会えば話をする人がいる」が合わせて 7 割を超え、地域での結びつきが比較的強い人が多い。
- ・ご近所づきあいの中で『手助けしたい』ことが『手助けしてほしい』ことをほとんどの項目で上回っており、特に「見守りや声かけ」、「災害時の手助け」について『手助けしたい』という人は全体の 4 割を超えている。
- ・今後参加してみたい市民活動として「見守り・声かけ」が最も多く、15～19 歳の若い世代でも 3 割弱が参加意欲を示している。

##### 【市民・担い手アンケートより】

- ・今後対応していく必要があると感じる活動として、「地域での見守り活動」が 2 番目に多く、4 割強となっている。

**【その他（策定委員会等）】**

- さまざまな課題が重なりすぎて、自分でも整理がつかず、どこに相談に行ったらいいかわからないことが発見の遅れにつながっているため、アウトリーチによる声の届かないところからの掬いあげも必要である。

**●みんなの役割●**

◆ 住民や地域の役割

- 向こう三軒両隣で見守り合い、支え合う意識を持ちましょう。
- 地域で困っている人や孤立している人に対して、相談に乗れるような関係づくりを進めましょう。

◆ 市の役割

- 地域における見守り活動のネットワークづくりを支援します。

◆ 市社協の役割

- どんなときも、みんなが安心して暮らせる地域の見守り活動を推進します。

**【地域福祉推進の取組（★重点施策）】**

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★見守り活動の促進と小地域ネットワークの構築	地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、市社協、警察、事業者などによるネットワークの形成を図ります。	◎	◎	◎	◎
★避難行動要支援者の把握と見守り	避難行動要支援者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等を行うとともに、日常的な見守りによる災害時にも安心な顔の見える関係づくりを進めます。	○	◎	○	
★「気づき」を支援につなげる取組（アウトリーチ）の推進【再掲】	自ら SOS を出せない人たちに対して、高齢者等サポート隊などのアウトリーチ活動を通じて、支援の入り口を積極的に作るための取組を推進します。		◎	◎	

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○見守りによる防犯体制の強化	安心して暮らせるまちをつくるために、地域と警察が連携しながら地域防犯体制・活動の充実に努めます。 登下校の安全を地域で見守る取組等を通じて、子どもたちが安心して登下校できる環境を創出します。	○	◎	○	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●一人暮らし高齢者等への見守りの充実
取組内容	一人暮らしの高齢者宅にボランティアが安否確認の電話を行う「お元気コール」、一人暮らし高齢者等に絵手紙を送り、心の交流を図る「絵手紙通信」、高齢者、障がい者等誰もが地域の中で安心して生活していくための見守り・声かけ訪問活動等を行う「高齢者等サポート隊」等の事業を充実します。
取組施策	●安心安全ネットワークづくり
取組内容	一人暮らし高齢者、障がい者等、誰もが安心して生活が送れるよう、地域での見守りを地域住民、自治会、民生委員・児童委員、まちづくり協議会等との協働により、「地域づくり」「体制づくり」を図り、住み慣れた地域でともに暮らせるよう、見守り体制を構築し、支援体制を推進します。

基本施策（3） スポーツ・レクリエーションの振興と健康長寿のまちづくり

◇ 現状と課題

計画策定プロセスで得られた意見

【統計データより】

- ・平均余命および健康寿命では、男女ともに奈良県平均と同程度わずかに下回っている。

【市民アンケートより】

- ・日頃の生活で不安に感じる事として、「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」がともに6割強で特に多い。
- ・これまでに参加したことがある市民活動として、「スポーツ・文化・レクリエーション」が最も多い。
- ・今後参加してみたい市民活動として10~20歳代の若い世代で「スポーツ・レクリエーション」が3割弱と比較的高い。

**【その他（策定委員会等）】**

- ・宇陀市はウェルネスシティとして推進されており、一つの社会資源として「スポーツ・レクリエーション・文化」への市民の関心が高いことも活かすべきである。

**●みんなの役割●**

◆ 住民や地域の役割

- ・日頃からバランスのとれた食生活を心がけたり、スポーツ・レクリエーションイベントに参加するなど、健康づくりに努めましょう。

◆ 市の役割

- ・住民の健康意識の啓発に努めるとともに、さまざまなスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を充実し、健康長寿のまちづくりを目指します。

◆ 市社協の役割

- ・いきいきサロンやウェルネスシニア健康学校の取組を通じて、健康づくりとともに居場所づくりやつながりづくりに努めます。

**【地域福祉推進の取組（★重点施策）】**

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★地域のラジオ体操事業の推進	自治会を中心に市内全域で住民主体の活動として、ラジオ体操が広がるよう努めます。関係団体との連携のもと、ラジオ体操を実施することで、地域全体の健康意識を高めるとともに、市民の交流を増やし、地域力の向上につなげます。	◎	○		

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○ウェルネスイベントの開催	「市民の誰もが取り組む健康づくり」をキャッチフレーズに、子どもから高齢者まで誰もが参加できるウェルネスイベントを増やし、健幸都市ウェルネスシティを目指します。	○	◎	○	○
○地域全体で取り組む食育の推進	健康診査時、市のイベント、給食だより、食育事業等のあらゆる機会をとらえて組織や関係部署と連携しながら、市民全体に食育を幅広く推進します。地域の身近な食材を通して、生産と消費の関わりや、伝統的な食文化について理解を深める機会づくりに努めます。	○	◎	○	○
○住民主体の集いの場（介護予防）の推進	住民主体の活動として、高齢者等が、週1回程度集い「いきいき百歳体操」等に取り組む地域を推進します。高齢者等が集うことで、見守り活動、生活の助け合い活動につなげることが期待されます。	◎	◎		

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●いきいきサロン事業の取組
取組内容	住民ボランティアと共に集会所等において、歌や軽体操、手芸、レクリエーション等を通じて、高齢者の閉じこもりを防ぎ、要支援、要介護状態への進行を防止します。
取組施策	●ウェルネスシニア健康学校の推進
取組内容	高齢者が指導する喜びや学ぶ喜びを感じ、地域サロンやまちづくり協議会等で匠の技を伝承する等活躍することで、生きがいづくりや仲間づくりにつなげます。 また、地域の身近な方で介護予防等の活動に取り組めるようにボランティアの指導者を養成します。

## 基本施策（４） 地域愛を育む福祉教育の充実と地域を支える新たな支え手づくり

### ◇ 現状と課題

#### 計画策定プロセスで得られた意見

##### 【統計データより】

- ・市の総人口は緩やかに減少を続けており、年齢別にみると特に 15～64 歳の生産年齢人口で減少率が大きい。
- ・社会動態（転入・転出数）の推移をみると、近年ともに増減を繰り返しながら、一貫して社会減で推移している。

##### 【市民アンケートより】

- ・地域福祉について学ぶ機会は「ない」が半数を超え、「ある」は 1 割未満となっている。特に 30 歳代では「ない」が 8 割弱と多い。
- ・地域福祉について学ぶ機会の内訳は「自治会の行事」、「市の行事・講座」、「まちづくり協議会の活動」、「インターネット、テレビ、マスコミ」の順に、それぞれ 3 割を超えて多い。
- ・市民活動に「参加したことがない」人が全体の半数を超えており、その理由としては「時間的ゆとりがない」に次いで「どのような活動が行われているのか知らない」が多い。

##### 【市民・担い手アンケートより】

- ・現在行っている活動について、本人が自発的に参加した方が、やりがい・使命感を感じる人が多い。
- ・地域で活動するなかで困っていることとして、「活動する人が不足している」、「メンバーが高齢化・固定化している」などの支え手に関する不安が大きい。
- ・「活動している人が不足している」理由としては、「活動に対する住民の関心が低い」が 7 割を超えて特に多い。
- ・地域において新たな支え手を発掘・育成するためには、「定年退職者への広報・周知」、「活動者同士のつながりの強化」が同率で最も多く、特に 49 歳以下の比較的若い世代では「活動者同士のつながりの強化」が必要であるという意見が多い。
- ・地域コミュニティを活性化していくために必要なこととして、「地域の担い手となる次世代の育成」が最も多く、4 割強となっている。

##### 【その他（策定委員会等）】

- ・地域活動に参加していない人について、周知を進めることで潜在的な支え手を発掘できる可能性がある。
- ・現状では、地域づくりが一定の年齢層から上の人だけのものになってしまっている。
- ・宇陀市の優位な点として、子どもの行事への参加率が高いことや、榛生昇陽高等学校にこども福祉科（総合学科）が誕生したことが挙げられる。

## ●みんなの役割●

### ◆ 住民や地域の役割

- ・地域での暮らしを通じて、地域の伝統行事やイベント、地域活動に参加し、地域に愛着と誇りを持ちましょう。
- ・地域のボランティア活動に気軽に参加してみましょう。

### ◆ 市の役割

- ・住民が宇陀市に愛着と誇りを持てるよう、福祉教育を充実するとともに地域の伝統行事やイベントの実施を支援します。
- ・次代を担う新たな支え手の発掘と育成に取り組みます。

### ◆ 市社協の役割

- ・従来の地域活動への支援を継続するとともに、活動者同士のつながりづくりを支援します。

### 【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★地域を支える新たな人材の確保・育成	NPO法人や企業ボランティア、社会起業家等、地域福祉を支える新たな人材の確保・育成に努めます。	○	◎	○	○
★地域福祉に関する住民意識の醸成	地域福祉の考え方を家庭や地域、学校等で学び、日頃から住民同士の交流やつながりが生まれ、広がっていくよう、学習の機会と実践の場づくりを進めます。	◎	◎	◎	◎

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○学校地域パートナーシップ事業	小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により、さまざまな体験活動を通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、地域愛を育み、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。	○	◎		
○U・I・Jターンの促進	U・I・Jターン促進施策として、関係機関・関係団体との協力と調整により、誰もが相談しやすい相談支援体制の構築に加え、農地や住宅を含めた受け入れ体制づくり、就労体験・研修プログラム、その他定住を促進していくための取組などを進めます。	○	◎		○
○福祉の担い手の育成	福祉施設でのボランティア体験、ボランティアリーダーの養成、災害ボランティア研修会等の取組を通じ、地域で福祉の担い手となる人の育成を図ります。	○	◎	○	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●さまざまな団体や活動をつなぐしくみづくり
取組内容	一人暮らしなど見守りが必要な高齢者や、子育て中の家庭など、さまざまな住民が安心して暮らせる地域をつくるためには、多様な主体による協働と参画が必要であることを広く周知するとともに、活動者同士のつながりを築くしくみづくりを推進します。
取組施策	●ボランティアセンター事業の推進
取組内容	ボランティアに関するさまざまな相談の受付や活動への支援を行うとともに、講座や研修会によるボランティアの育成、ボランティア活動の紹介による住民への啓発を行います。
取組施策	●子どもの学習支援事業
取組内容	子どもの学習の習慣を身に付けるとともに、日常生活の支援などを通して、自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けることができるよう、子どもの将来に向けた包括的な支援を行います。

## 重点目標3 地域の中で支え合いとつながりを生み出す仕組みづくり【つながり】

多世代の交流やさまざまな活躍の機会、居場所等をつくり、地域のつながりを醸成することは、支え合いの地域福祉の土台となります。誰も孤立することがない、出会いとつながりを大切にする地域づくりを目指します。

### 基本施策（1）多様な話し合いと働き合いの場や機会づくり

#### ◇ 現状と課題

#### 計画策定プロセスで得られた意見

##### 【市民アンケートより】

- ・地域福祉の課題に対する住民相互の自主的な支え合い、助け合いは『必要』であるという回答が9割を超え、活動を活発にしていくためには「地域で日頃から住民同士が相互に交流したり、つながりをもつように心がけること」が特に多い。

##### 【市民・担い手アンケートより】

- ・現在連携・協力関係にある主な団体・機関として、「自治会」、「まちづくり協議会」、「医療介護あんしんセンター」「宇陀市役所」「社会福祉協議会」などが挙げられ、今後連携・協力関係を希望するものとしては、それらに加え「ボランティア団体・活動」などが挙げられている。
- ・地域コミュニティを活性化していくために必要なこととして、「多様な住民の参加を促し、住民同士が連携しやすい仕組みや仕掛けをつくること」が2番目に多く、4割弱となっている。

##### 【その他（策定委員会等）】

- ・空き家や空き施設をコミュニティの拠点として使うハードルを下げられないか。
- ・支援が必要な人について、専門職だけで対応するのではなく、人間関係の広がりを作り、地域で受け止める体制が必要ではないか。
- ・住宅、貧困、移動のことなどたくさんの課題に直面するが、特定の分野だけでは解決が難しい課題には日頃から地域のつながりを作っておくことも非常に大事である。
- ・世代やテーマに合った重層的なエリアの捉え方が必要である。

### ●みんなの役割●

#### ◆ 住民や地域の役割

- ・日頃から、互いに交流したり、つながりをもつよう心がけましょう。
- ・地域福祉の考え方を通して、互いにつながりを持つことで認め合い、支え合う関係を育みましょう。

◆ 市の役割

- ・地域力を生かした住みよく、元気な地域づくりに向けて多様な話し合い・働き合いの場や機会づくりを進めます。

◆ 市社協の役割

- ・ボランティア活動の推進や、地域における多様なネットワークの形成に努めます。

【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★ 地域における協議・協働の場の充実	高齢者等の日常生活における安心・安全を確保するため、既存のネットワーク会議や地域ケア会議、UTR（宇陀多職種連携の会）を中心に、協議・協働による地域での体制づくりを進めます。		◎	○	
★ 福祉と文化の拠点づくり	市の特性を生かし、福祉と文化を融合し、地域に向けて啓発や発信を行う新しい活動の場づくりに努めます。	◎	○	○	○
★ 自治会の活動支援	住民がお互いに協力し合い、支え合いながら、住みよい地域づくりを旨とし、住民同士の交流や安全・安心のための防犯活動、防災訓練等を行う自治会の活動を支援します。	◎	○		
★ 地域福祉に関する住民意識の醸成【再掲】	地域福祉の考え方を家庭や地域、学校等で学び、日頃から住民同士の交流やつながりが生まれ、広がっていくよう、学習の機会と実践の場づくりを進めます。	◎	◎	◎	◎

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○まちづくり協議会の活動支援	地域の各団体、またさまざまな世代の人が参画し、福祉、医療等の地域課題の解消につながる活動や地域のにぎわいづくりに取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。	◎	○		

◎主体者 ○協力者・参加者

## 基本施策（２） 地域活動の充実とつながり（コーディネート）機能の確保

### ◇ 現状と課題

#### 計画策定プロセスで得られた意見

##### 【市民アンケートより】

- ・身近に感じる地域の範囲は、年齢が低いほど広く、年齢が高いほど狭くなる傾向がみられる。
- ・近所の人との関係や、福祉への関心度、まちづくり協議会の認知度等について、地域差がみられる。

##### 【市民・担い手アンケートより】

- ・地域で活動するなかで、知っている、または聞いたことがあるケースとして「社会的孤立」、「複合的な課題」、「ひきこもり」、「生活困窮」の順に多くなっている。
- ・上記のケースに対応した際に課題に感じたこととして、関係者（機関）との調整の難しさや相談先、プライバシーの問題などが挙げられている。
- ・地域コミュニティを活性化していくために必要なこととして、「多様な住民の参加を促し、住民同士が連携しやすい仕組みや仕掛けをつくること」が２番目に多く、４割弱となっている。（再掲）
- ・地域において新たな支え手を発掘・育成するためには、「定年退職者への広報・周知」、「活動者同士のつながりの強化」が同率で最も多く、特に４９歳以下の比較的若い世代では「活動者同士のつながりの強化」が必要であるという意見が多い。（再掲）

##### 【その他（策定委員会等）】

- ・地域によっては、地域での見守りや、民生委員・児童委員がしっかりと地域を把握することで安心感が生まれている。
- ・若い世代には地域の目が届きにくい、榛原の中心部など人とのつながりが少ない地域もある、など年代や地域によって、つながりの希薄化に差がある。
- ・農業や地域産業など、福祉以外の分野とのコラボレーションがあると、楽しく豊かに広がる実践も可能になるのではないかと。
- ・世代やテーマに合った重層的なエリアの捉え方が必要である。

## ●みんなの役割●

### ◆ 住民や地域の役割

- ・自分が暮らす地域に目を向け、関心のある地域活動に参加してみましょう。

### ◆ 市の役割

- ・現在行われている地域活動について広く周知するとともに、宇陀市の特性を生かした、福祉分野に捉われない、参加したくなるような地域活動の実践を目指します。

### ◆ 市社協の役割

- ・地域福祉ネットワークの形成に向けた、地域活動への支援と活動者同士のつながり機能の確保に努めます。

### 【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★民生委員・児童委員の活動の周知	身近な地域での困りごとの相談・支援など、さまざまな地域福祉活動を行っている民生委員・児童委員の役割や活動について、広く市民に周知し、活動に対する理解や協力を求めるとともに、その他地域で活動する団体や関係機関との連携を促進します。	○	◎	○	○
★子ども食堂のさらなる展開	子どもや地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂に、多世代の交流やニーズキャッチ的な機能を持たせ、さまざまな地域住民の居場所として拡充します。	◎	◎		
★地域の支え合いとつながりのしくみづくり【再掲】	住民主体により地域の潜在的・複合的な課題に対応するため、住民ボランティアや地縁団体、民生委員・児童委員等が、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等のコーディネートにより互いに連携しながら、地域でのニーズや資源の把握に努め、歴史ある町並みや地域の特性を生かしつつ、福祉分野にとどまらない魅力的な新たな集いの場・働き合いの場の開発やしきみづくりに取り組むことを支援します。	◎	○	◎	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○地域福祉ネットワークの形成	住民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、各種関係団体と連携し、共に支え合い助け合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。	○	◎	◎	○
○薬草のまちプロジェクト事業の推進	薬草のまち宇陀として、薬草栽培にも力を入れ、薬草の6次産業化等を進める薬草のまちプロジェクトの推進を通じて、企業や団体を含む地域の協働のもと、地域の活性化につなげます。	○	◎		○

◎主体者 ○協力者・参加者

## 【地域福祉活動（●市社協の取組）】

取組施策	●さまざまな団体や活動をつなぐしくみづくり【再掲】
取組内容	一人暮らしなど見守りが必要な高齢者や、子育て中の家庭など、さまざまな住民が安心して暮らせる地域をつくるためには、多様な主体による協働と参画が必要であることを広く周知するとともに、活動者同士のつながりを築くしくみづくりを推進します。

## 基本施策（3） 災害時も見据えた日常的な連携・支援体制の確立

### ◇ 現状と課題

#### プロセスで得られた意見

##### 【市民アンケートより】

- 日頃の生活で不安に感じる事として、「地震や火事など災害のこと」が約4割あり、特に15～19歳で多い。
- 地震などの発生時について、「自分一人で避難できる」という回答が多いが、15～19歳、70歳以上では「同居する家族や近所の人の手助けがあれば避難できる」が2～3割と比較的高い。
- 災害発生時の要支援者への支援の取り組みについては、「地域と行政が協力して取り組んでいく」、「自主防災組織や自治会など、地域が主体となって取り組んでいく」の順に多く、合わせて9割弱を占めている。

##### 【市民・担い手アンケートより】

- 今後対応していく必要があると感じる活動として、「災害時の避難等に関する支援」が3番目に多く、4割強となっている。

##### 【その他（策定委員会等）】

- 災害に対する住民の危機感というのは、地域づくりにうまく活かせるのではないかと。

## ●みんなの役割●

### ◆ 住民や地域の役割

- ・地域において、災害時に支援が必要な人と、支援をする人を把握し、普段からいざという時には助け合える関係を築きましょう。

### ◆ 市の役割

- ・災害時における地域の避難体制の充実・強化を図るため、「住民参加型」の自主防災活動を支援するとともに、避難所施設・設備整備を行います。
- ・防災に関する各種の教材やマニュアルの作成、社会教育等を通じて、防災知識の普及を図ります。

### ◆ 市社協の役割

- ・災害時に備えたボランティアの養成や災害時におけるボランティアの活動支援を行います。

### 【地域福祉推進の取組（★重点施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
★災害時避難体制整備事業の実施	<p>災害時における避難体制の充実・強化を図るため、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会が中心となる「住民参加型」の自主防災活動への支援及び避難所施設・設備整備を行います。</p> <p>「住民参加型」の防災訓練では、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮します。</p> <p>また、高齢者、障がいのある人などの要支援者のため、防災ラジオの設置などの手法について検討を進めます。</p>	◎	◎	○	
★新型コロナウイルス等の感染症対策の推進	<p>地域活動を含め住民の安心・安全な暮らしに大きな影響を与える新型コロナウイルス等の感染症について、予防や正しい理解の啓発、情報化の推進等の対策を進めます。</p>	○	◎	○	○

◎主体者 ○協力者・参加者

【地域福祉推進の取組（○関連施策）】

取組施策	取組内容	役割分担（協働指針）			
		地域	市	市社協	企業・事業所
○避難行動要支援者対策事業の推進（戦略）	災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の整備と情報共有化を行い、地域支援関係者と連携して避難対策の個別計画を策定し、災害時の避難支援体制の充実を図ります。	○	◎	○	○
○住民に対する防災知識の普及（防災）	住民の防災意識の高揚を図るため、各種の教材、マニュアルを作成するほか、社会教育等を通じて災害に関する関心を高め、防災知識の普及を図ります。		◎		
○地域全体の防災意識向上の促進	P T Aや民生・児童委員をはじめ、地域のさまざまな団体と防災について話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等を進めます。	◎	◎	○	
○災害時におけるボランティア活動支援体制の整備	県と連携し、県・市社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携して活動できるようネットワーク化を図ります。	○	◎	○	○
○福祉避難所の確保	福祉避難所の確保を図るため、福祉サービス事業所との連携を進め、市内の社会福祉法人との福祉避難所設置にかかる協定の推進を図ります。		◎		○

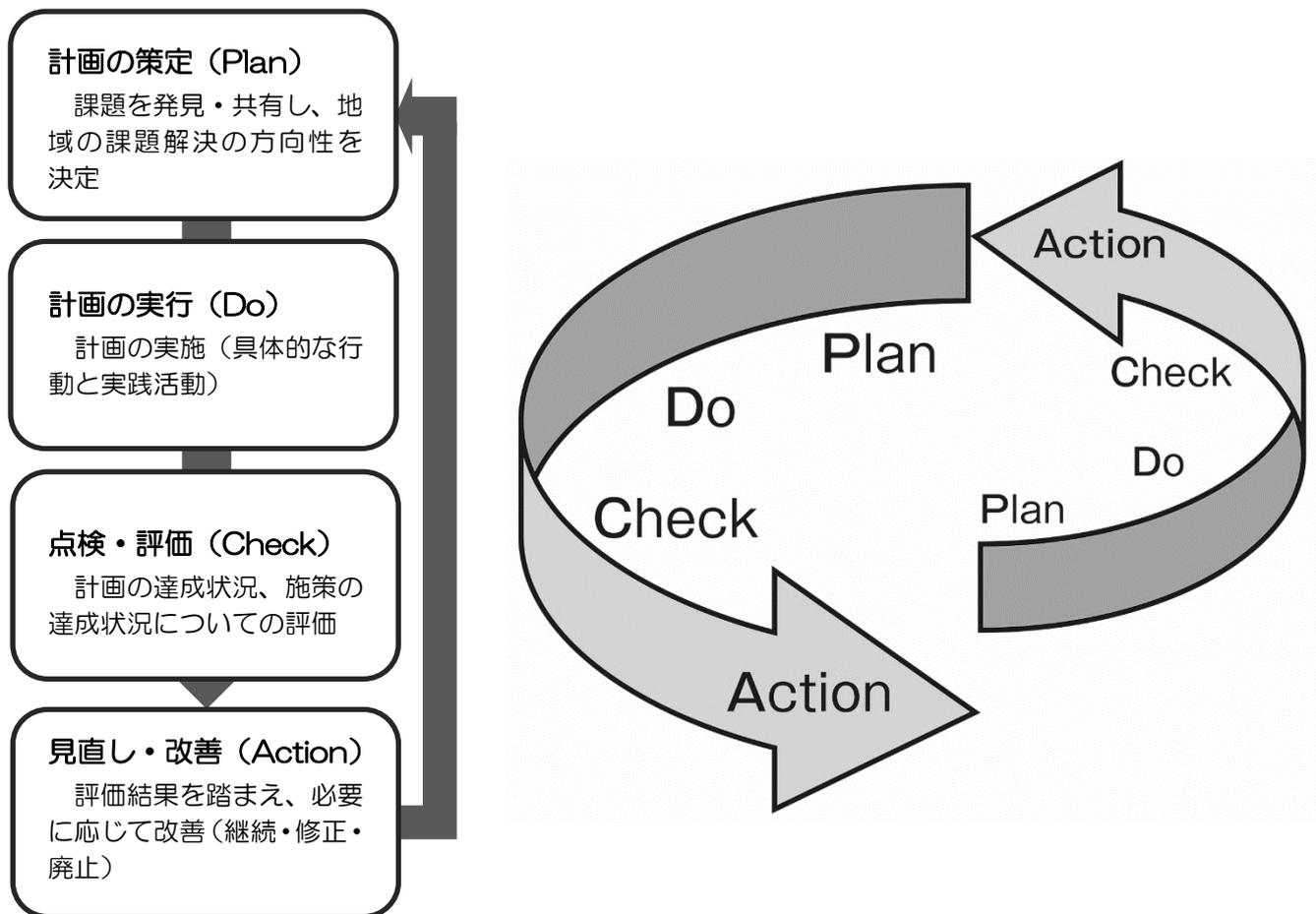
◎主体者 ○協力者・参加者

## 第5章

# 計画の進行管理

# 1. 計画の進行管理

本計画の達成状況については、「宇陀市地域福祉計画および地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」において、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。また、必要に応じて計画の見直しを行うことで、柔軟に計画の推進を図ります。



# 2. 計画の周知

地域福祉の推進においては地域住民や市、市社協、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティアおよび関係団体・機関など、計画に関わるあらゆる人が、本計画で目指す将来像や今後の方向性について、共通の認識を持つことが大切です。

そのため、広報うだや市のホームページ、その他さまざまな機会や媒体を通じて、本計画および地域福祉の重要性について、周知・啓発を図ります。

### 3. 計画の取組指標（案）

本計画において基本施策ごとに重点的に取り組む指標を以下に掲げます。本計画の進行管理（点検・評価）に活用し、その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も随時行っていきます。

基本理念	基本施策	指標	現状	目標
1 安心	(1) 断らない相談支援体制の構築	(仮) うだ相談室の設置	—	○
	(2) 情報発信の充実と「気づき」を生み出す関係づくり	高齢者サポート隊の訪問活動実績		↗
	(3) さまざまな権利が護られる共生社会のまちづくり	市民後見人養成人数		↗
2 笑顔	(1) 地域資源も活かした参加しやすい仕組みづくり	コミュニティの拠点数		↗
	(2) 「うだらしい」見守りと声かけのある地域づくり	小地域ネットワークの構築	—	○
	(3) スポーツ・レクリエーションの振興と健康長寿のまちづくり	地域でラジオ体操を行う自治会数		↗
	(4) 地域愛を育む福祉教育の充実と地域を支える新たな支え手づくり	ボランティアセンターの登録者数		↗
3 つながり	(1) 多様な話し合いと働き合いの場や機会づくり	福祉と文化の拠点の設置	—	○
	(2) 地域活動の充実とつながり（コーディネート）機能の確保	地域福祉ネットワークの形成	—	○
	(3) 災害時も見据えた日常的な連携・支援体制の確立	避難行動要支援者登録台帳への登録者数		↗

○：達成 ↗：増加